
安城市学校教育プラン 2028（案）

～子どもたちに夢と輝かしい未来を～

**2019年（平成31年）3月
安城市**

安城市学校教育プラン 2028 の策定にあたって

教育長の写真を
挿入します。

教育長の写真を
挿入します。

2019年(平成31年)3月

安城市教育委員會 教育長 杉山春記

安城市学校教育プラン 2028（案）

-目 次-

第1章 計画の基本的事項	1
1．計画策定の趣旨.....	1
2．計画の位置づけ.....	8
3．計画の期間	8
第2章 安市の教育に関する現状と課題	9
1．安市の指導方針.....	9
2．データからみる安市の教育に関する現状.....	10
3．主な課題と今後の方向性	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1．目指す姿	27
2．基本方針	27
3．取組体系	28
第4章 具体的な取組	29
基本方針 1．学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成	29
基本方針 2．豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進	34
基本方針 3． 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	38
基本方針 4．安全・安心・快適を重視した教育環境の充実.....	41
第5章 計画の指標（数値目標）	43
第6章 計画の推進	45
1．計画の推進体制.....	45
2．計画の進行管理.....	45
資料編	46
1．安城市教育大綱.....	46
2．計画の策定体制.....	53
3．計画の策定経過.....	56
4．パブリックコメント結果	59
5．全国学力・学習状況調査 結果.....	59
6．学校評価 結果.....	59
7．学校アンケート 結果	60

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

社会を取り巻く状況や上位・関連計画の趣旨を踏まえ、『安城市学校教育プラン 2028』の策定の目的を記載しています。

(1) 国及び愛知県の教育政策

少子高齢化、グローバル化の急速な進展、技術革新など社会を取り巻く状況の急速な変化に伴って、家庭や地域のあり方もまた変化してきています。こうした変化の下で教育分野においても、いじめや不登校などの問題に加え、情報モラル教育やグローバル人材の育成に向けた教育など新しい時代に対応した教育が求められています。また、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会においては、自ら課題を見出し、解決に向けて主体的・協働的に学んでいくことが求められており、こうした社会に対応した人材の育成も必要です。

① 第3期教育振興基本計画（国）

第3期教育振興基本計画は 2018 年（平成 30 年）6 月に閣議決定され、計画期間は 2018 年度～2022 年度（平成 30 年度～平成 34 年度）までの 5 年間となっています。

人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差などの社会状況の変化や子どもや若者の学習・生活面の課題、地域や家庭の状況変化、教員の負担などの教育をめぐる状況の変化を踏まえ、教育政策に関する 5 つの基本的な方針を挙げています。それらの 5 つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標、測定指標・参考指標、施策群を設定しています。

今後5年間の教育政策の目標

基本的な方針	教育政策の目標
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞ (2)豊かな心の育成＜主として初等中等教育段階＞ (3)健やかな体の育成＜主として初等中等教育段階＞ (4)問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞ (5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 ＜生涯の各段階＞ (6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 ＜生涯の各段階＞
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成 (8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 (9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 (11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 (12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13)障害者の生涯学習の推進
4 誰もが社会の担い手になるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15)多様なニーズに対応した教育機会の提供
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 (17)ICT利活用のための基盤の整備 (18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19)児童生徒等の安全の確保 (20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 (21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

② あいちの教育ビジョン 2020 –第三次愛知県教育振興基本計画–

愛知県では 2007 年（平成 19 年）4 月に「あいちの教育に関するアクションプラン」、2011 年（平成 23 年）6 月には「あいちの教育に関するアクションプラン II」が策定されました。それらのプランの基本理念を継承しつつ、社会状況や子どもたちを取り巻く環境の変化による新たな課題や今後求められる資質・能力¹などを踏まえ、2016 年（平成 28 年）2 月に教育基本法第 17 条第 2 項の規定する教育振興基本計画として、『あいちの教育ビジョン 2020 –第三次愛知県教育振興基本計画–』が策定されました。

当該ビジョンでは「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を基本理念としています。この基本理念の下、めざす「あいちの人間像」として「共に生きる」、「自分を生かす」、「学び続ける」、「あいちを創る」、「世界にはばたく」の 5 つを挙げられ、それらを実現するため、知育、德育、体育、教育環境づくりなどの面から 5 つの基本的な取組の方向が設定されています。さらに基本的な取組を推進するにあたっての 4 つの視点が掲げられており、関係機関の連携強化や学びの連続性の重視とともに、今後一層進展すると考えられるグローバル化に向けて、国籍や言語、文化等の違いによらない多様性の尊重が挙げられています。こうした取組の方向や視点の下、28 の取組の柱と施策が展開されています。

¹ 資質・能力

新しい時代に求められる資質・能力として、第 3 期教育振興基本計画では、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」の 3 つが挙げられています。

あいちの教育がめざす姿 イメージ図

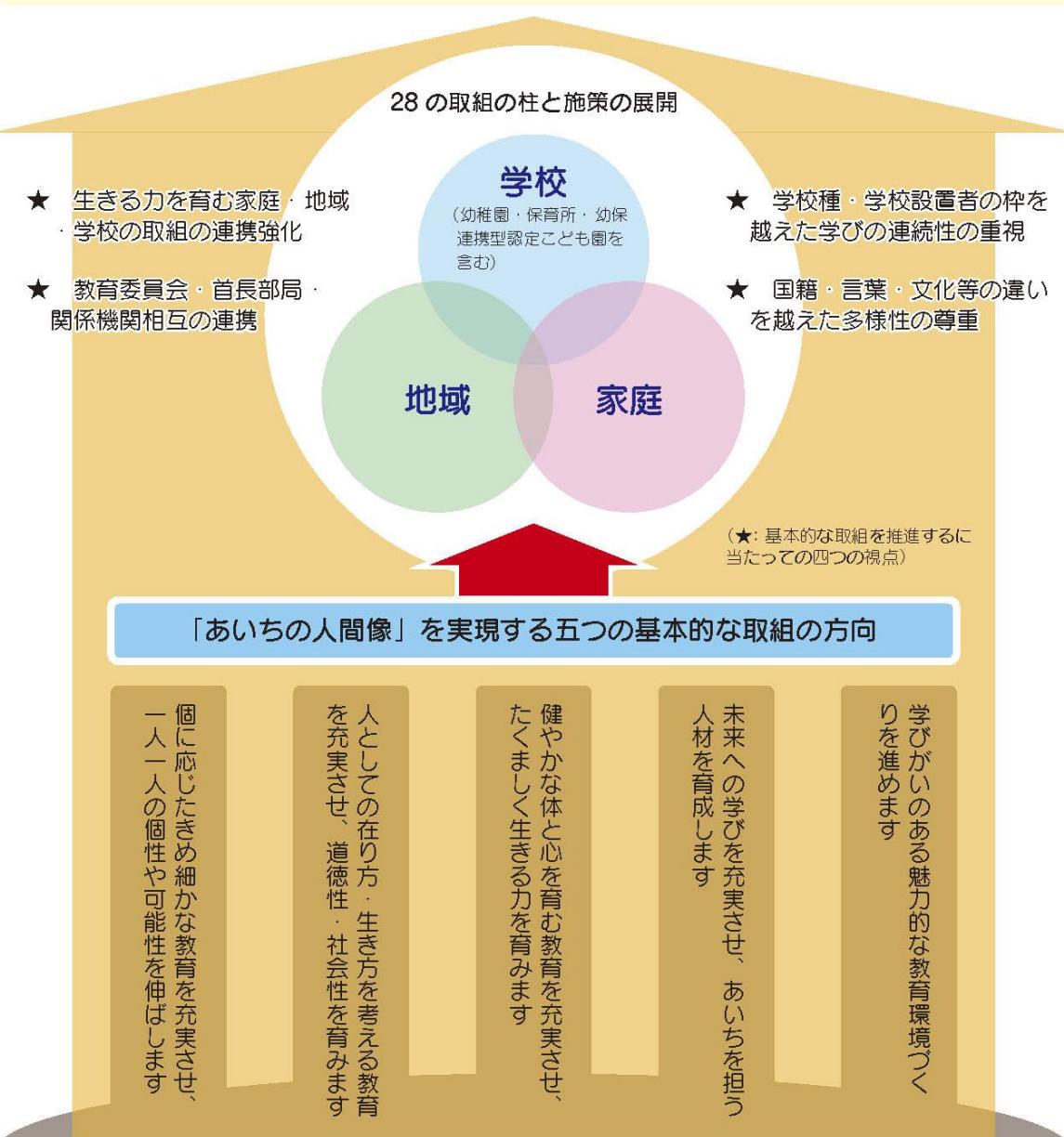
基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

めざす「あいちの人間像」

- 【共に生きる】 自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間
- 【自分を生かす】 互いに切磋琢磨し、自らの力を社会に生かすことのできる人間
- 【学び続ける】 生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間
- 【あいちを創る】 あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間
- 【世界にはばたく】 次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

28の取組の柱と施策の展開



(2) 安城市教育大綱の策定

本市では、2016年（平成28年）に『安城市教育大綱』を策定しました。この大綱は、第8次安城市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、学校教育のほか、生涯学習、文化・芸術、スポーツなど各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものとなっています。

【施策が目指す姿】

① 学校教育

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

児童生徒一人一人を大切にしたきめ細やかな教育体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。

② 生涯学習

市民のだれもが、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に生涯学習に関わることができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出し、人とまちの明日を創る生涯学習環境を目指します。

③ 文化・芸術

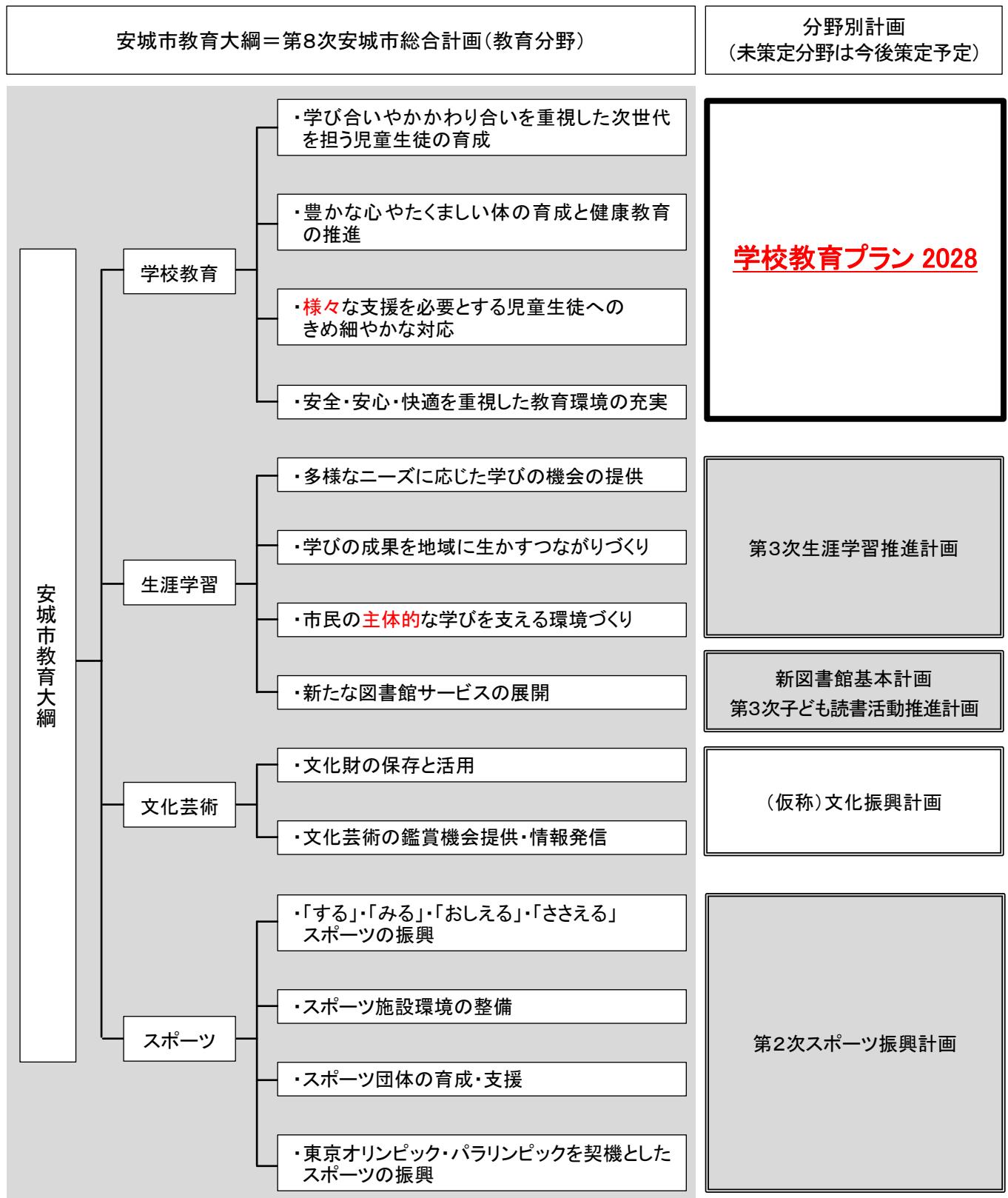
歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指します。

文化芸術団体が創造豊かな活動を展開し、優れた芸術鑑賞の機会を充実することにより、広く市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指します。

④ スポーツ

「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わることができる環境の充実を図り、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまちを目指します。

安城市教育大綱 体系図



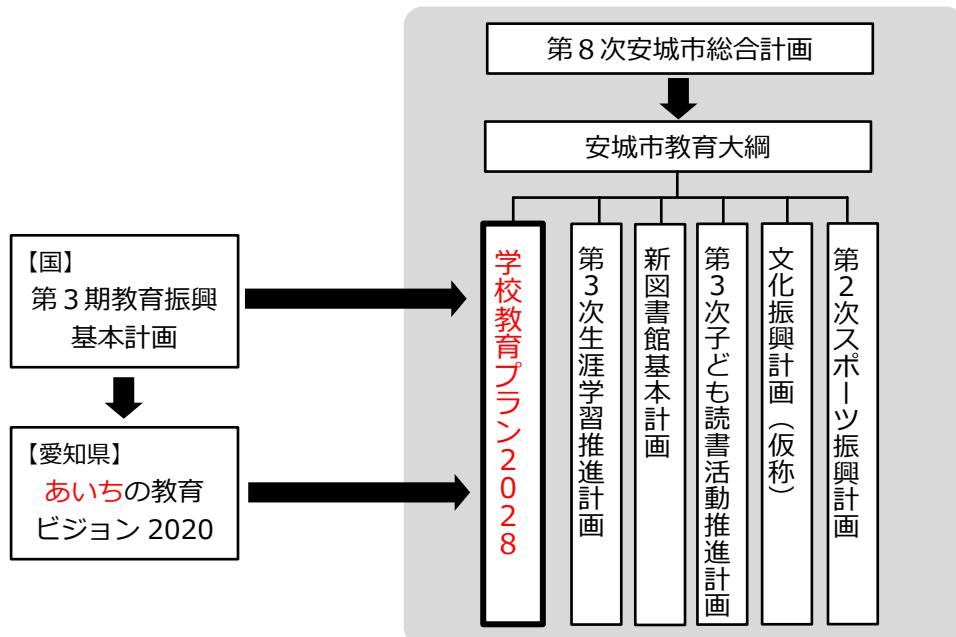
(3) 計画策定の目的

2016年（平成28年）2月には、『安城市教育大綱』を策定しました。学校教育においては「自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。」「児童生徒一人一人を大切にしたきめ細やかな教育体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。」を目指す姿とし、その実現に向けて児童生徒の知・徳・体の健全な育成や様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応とその基盤となる安全・安心・快適な教育環境の充実などの施策の方針を定めています。また、本市では命の教育を大切にしてきました。児童生徒が自他の命を大切にし、明るく元気に過ごせるようにしなやかで折れない心とたくましい体の育成に努めてきました。

現在、社会を取り巻く状況が急速に変化し、その変化の下で学校においても、新しい時代に対応した教育や人材の育成が求められています。こうした社会状況の中で、『安城市教育大綱』やこれまでの本市の取組を継承しつつ、新たな課題への対応や今後求められる資質・能力の育成に向け、『安城市教育大綱』の4つの柱及び施策の方針に基づく学校教育の分野別計画として、『安城市学校教育プラン2028』を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、安城市教育大綱の学校教育の分野別計画となっています。本計画においては、第8次安城市総合計画、安城市教育大綱、国の第3期教育振興基本計画、愛知県のあいちの教育ビジョン2020などの上位・関連計画や学習指導要領²との整合性を図ります。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は学習指導要領がほぼ10年毎に改訂されていることを考慮し、2019年度～2028年度の10年間とします。ただし、本計画の管理及び執行の状況については、**毎年度教育委員会の会議で報告するとともに、2023年度には中間評価を行います。**

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
国	第3期教育振興 基本計画										
	学習指導要領										
愛知県	あいちの教育 ビジョン2020		計画期間 (2016～2020)								
安城市	第8次安城市 総合計画			計画期間 (2016～2023)							
	安城市教育大綱	計画期間 (2016～2019)									
	安城市学校教育 プラン2028				計画期間 (2019～2028)						

² 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準で教育を受けられるようにするため、学校教育法に基づき、各小・中学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のことです。本計画において「学習指導要領」という用語を用いる際は、2017年（平成29年）3月に告示され、小学校で2020年度、中学校で2021年度から全面実施される学習指導要領を指します。

第2章 安城市の教育に関する現状と課題

1. 安市の学校教育の指導方針

- ・命の大切さを実感し、明るく元気に過ごすことができるたくましい体と、しなやかで折れない心を育てる。
- ・学び合いによる教育活動を推進し、自ら学び深く考え、主体的に行動する力を育てる。
- ・一人一人を大切にし、きめ細やかで適切な支援に努める。

学校教育は、生涯にわたり人間として学び続ける姿勢や学ぼうとする意欲を養い、これからの中社会の中で、主体的に行動することのできる資質や能力を育てることを目的として行うものです。上記は、こうした状況を鑑み、本市として特に大切としていきたい3点を示したものです。

小・中学校は、本市の指導方針に沿って具体的で実践的な方策を立て、潤いと魅力のある教育環境づくりに努めるとともに、新しい時代を担う人材を育成するため、進取の精神に富んだ安城教育を推進します。

小・中学校は、児童生徒が明るく元気に、安全で安心な生活ができるように、家庭、地域社会との連携を深め、体制づくりに努めます。

教職員は、教育者としての資質と人間性を磨き、誇りと自信をもって教育に打ち込むとともに、学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校長の指導の下に一致協力して、創意と活力に満ちた特色ある学校づくりに努めます。

2. データからみる安市の教育に関する現状

アンケート調査や統計データを基に、近年の本市の児童生徒の状況や施設の整備状況、教員の意識等についてまとめています。特に教員の意識等については、平成29年度に実施した学校アンケート（市内小・中学校29校に対して調査票を配布し実施）を基にまとめています。

(1) 児童生徒数について

① 小・中学校の状況

本市には、小学校が21校、中学校が8校あります。2018年（平成30年）の児童生徒数は以下の通りです。

小・中学校と児童生徒数(2018年(平成30年)5月1日現在)

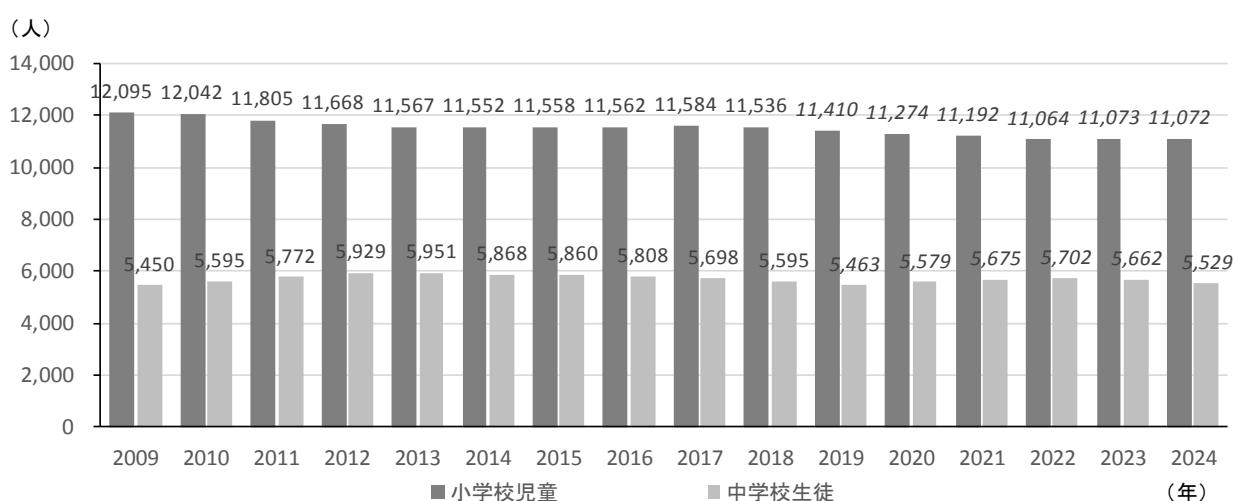
小学校				中学校	
安城中部小	614人	祥南小	350人	安城南中	827人
安城南部小	583人	丈山小	642人	安城北中	835人
安城西部小	576人	二本木小	814人	明祥中	369人
安城東部小	465人	里町小	581人	安城西中	828人
安城北部小	796人	桜町小	667人	桜井中	625人
錦町小	588人	桜林小	566人	東山中	774人
高棚小	290人	新田小	464人	安祥中	613人
明和小	376人	今池小	400人	篠目中	724人
志貴小	161人	三河安城小	577人		
桜井小	856人	梨の里小	489人		
作野小	681人				
		小学校合計	11,536人	中学校合計	5,595人
		小・中学校合計			17,131人

② 児童生徒数の推移

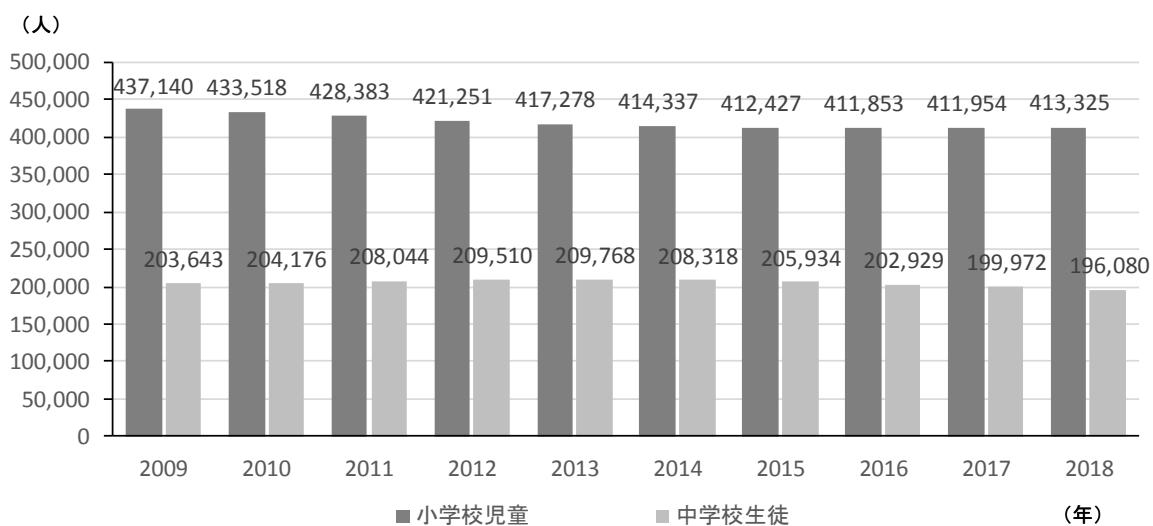
小学校の児童数は2009年（平成21年）には、12,095人でしたが、2018年（平成30年）には11,536人となっています。中学校の生徒数については2009年（平成21年）には、5,450人でしたが、2018年（平成30年）には5,595人となっています。小学校の児童数についてみると、愛知県においては、2016年（平成28年）まで児童数が減少していましたが、2017年（平成29年）から再び増加しています。本市では2013年（平成25年）以降概ね横ばいで推移しています。中学校の生徒数についてみると、愛知県では2014年（平成26年）以降生徒数が減少しており、本市でも同様の傾向を示しています。

市内の小学校の児童数は、2019年（平成31年）以降緩やかに減少し、2024年には11,072人となることが推計されています。一方で中学校の生徒数は、2022年にかけて一旦増加しますが、その後は減少していき、2024年には5,529人になると推計されています。しかし、近年、市内では大型マンションの建設が相次いでいるため、推計値よりも増える可能性があります。

本市の児童生徒数の推移(各年5月1日現在、2019年度以降は推計値)



愛知県の児童生徒数の推移

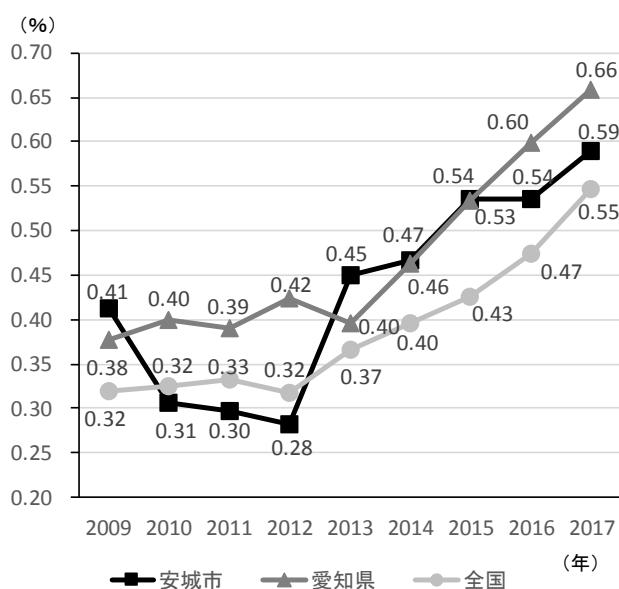


③ 不登校児童生徒数の推移

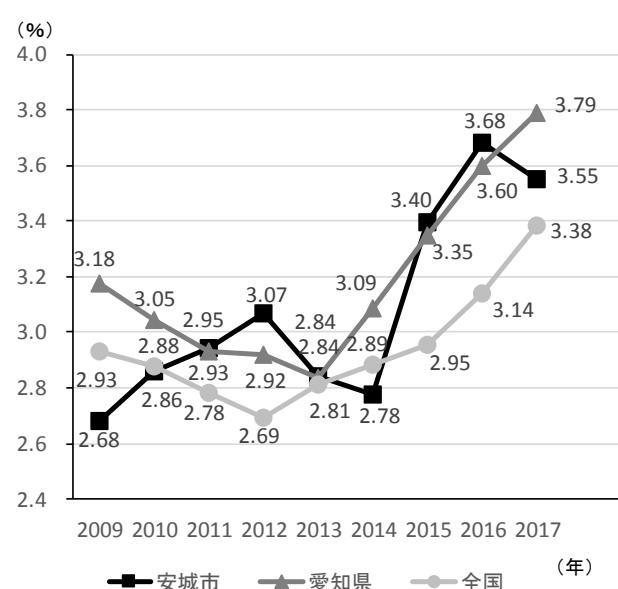
小学校の不登校児童の割合は、2009年（平成21年）には0.41%でしたが、2017年（平成29年）には0.59%にまで増加しました。この割合は、愛知県を下回っているものの、全国は上回っています。

一方で中学校の不登校生徒の割合は、2009年（平成21年）には2.68%でしたが、2017年（平成29年）には3.55%となっています。特に2014年（平成26年）には愛知県及び全国の割合を下回っていましたが、2017年（平成29年）には、全国と比較すると大きく上回っています。

小学校における不登校児童割合の推移



中学校における不登校生徒割合の推移



出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
「学校基本調査」

※不登校児童生徒数割合の推移は2015年から長期欠席の調査が「学校基本調査」から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」へ移行したため、2014年までは「学校基本調査」を基に作成し、2015年からは「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成しています。

年度別不登校児童生徒数

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
小学校	安城市	50	37	35	33	52	54	62	62	68
	愛知県	1,645	1,732	1,673	1,784	1,653	1,917	2,202	2,465	2,714
	全国	22,189	22,314	22,442	21,067	23,982	25,645	27,333	30,172	34,732
中学校	安城市	146	160	170	182	169	163	199	214	220
	愛知県	6,473	6,220	6,095	6,113	5,947	6,434	6,896	7,302	7,580
	全国	96,912	94,155	91,483	88,094	91,616	93,142	94,548	98,944	104,295

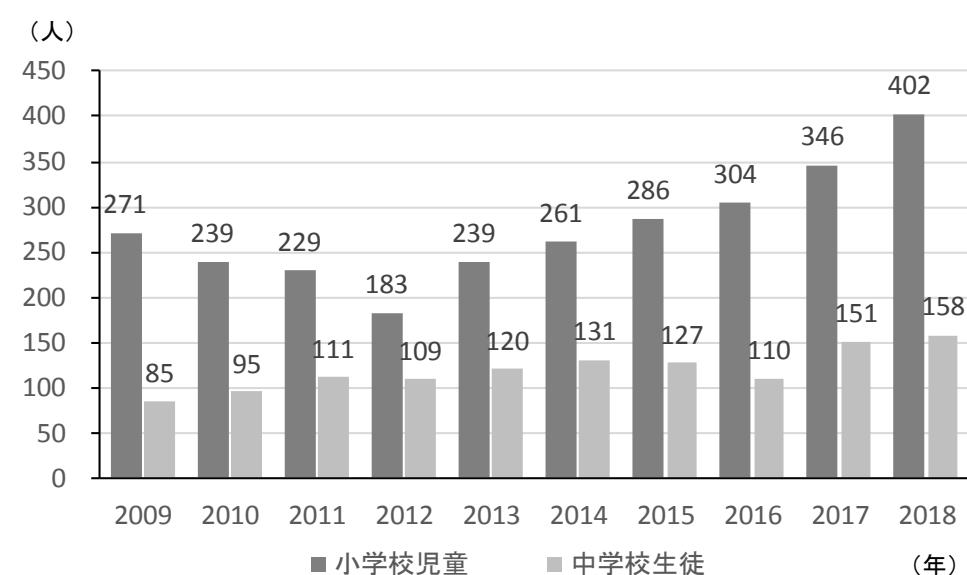
※不登校児童生徒数は、各年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的理由あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にある児童生徒を計上しています。

④ 外国人児童生徒数の推移

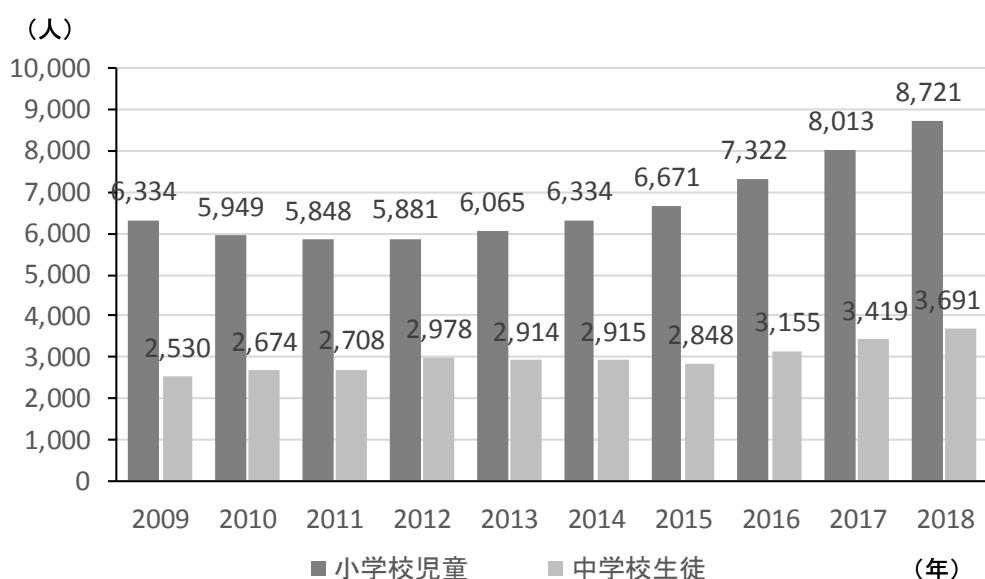
本市の小学校における外国人児童数は、2012年（平成24年）に過去9年間で最も少ない183人でしたが、その後増加していき、**2018年（平成30年）**には**402**人に達しています。

中学校においては、外国人生徒数は2009年（平成21年）に85人であったのに対し、**2018年（平成30年）**には**158**人と増加しています。愛知県においても、外国人児童生徒数は、近年増加しています。

本市の外国人児童生徒数の推移(各年5月1日現在)



愛知県の外国人児童生徒数の推移

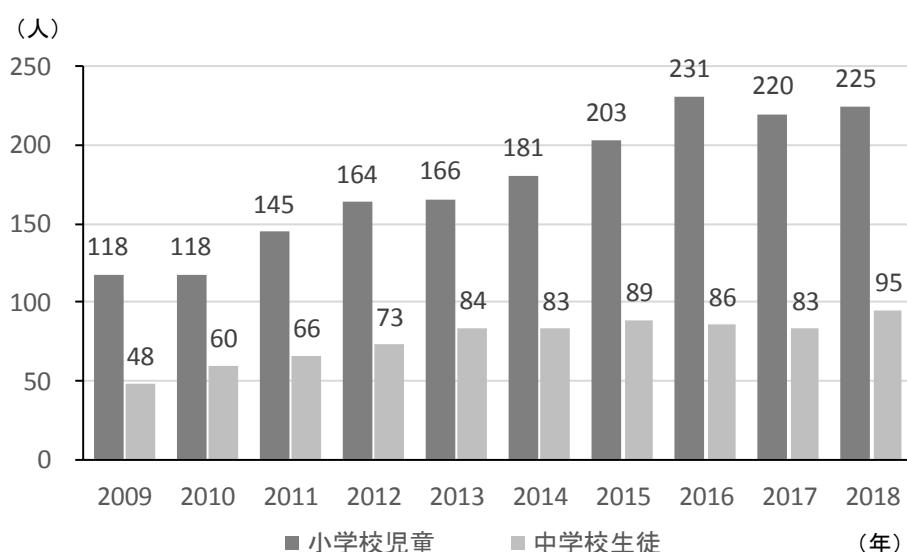


⑤ 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

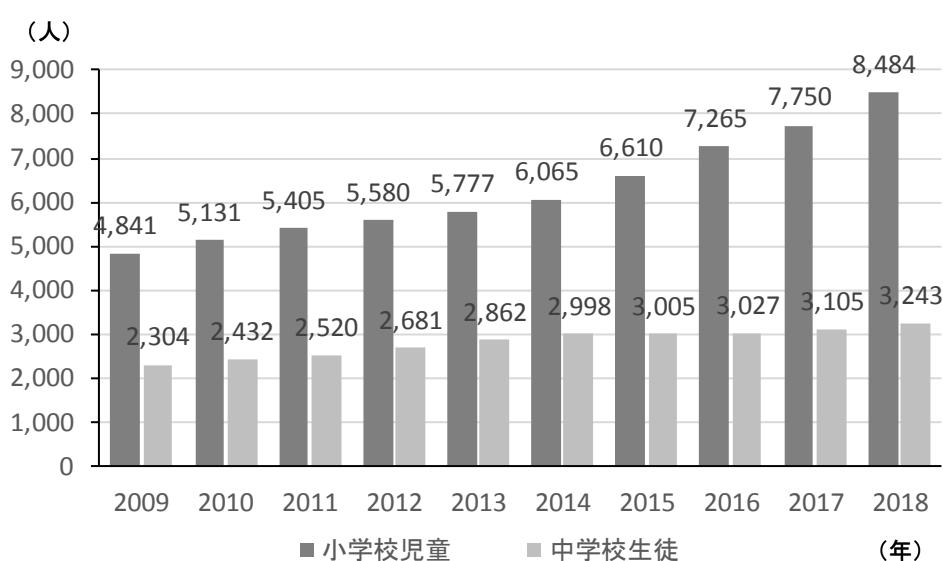
小学校では、特別支援学級³に在籍する児童は2010年（平成22年）以降、増加しています。2016年（平成28年）には231人となり、2010年（平成22年）のおよそ2倍の人数となっています。ただし、近年は概ね横ばいで推移しています。

中学校でも同様に特別支援学級に在籍する生徒は増加していましたが、2013年（平成25年）以降は80人から90人程度で推移しています。愛知県においては、2009年から特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向を示しており、本市と概ね同様の傾向を示しています。

本市の特別支援学級児童生徒数の推移(各年5月1日現在)



愛知県の特別支援学級児童生徒数の推移



³ 特別支援学級

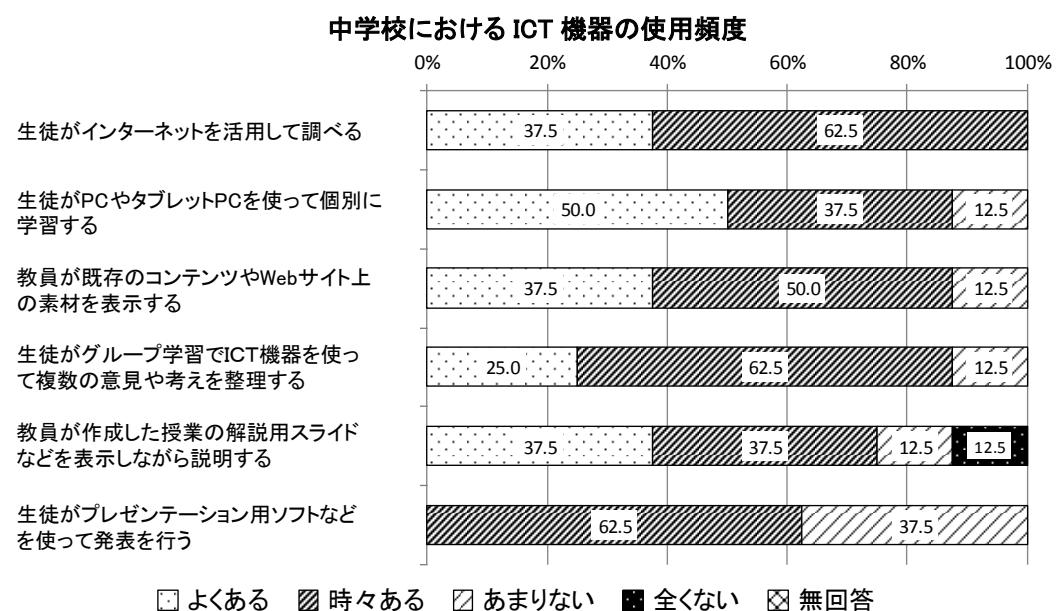
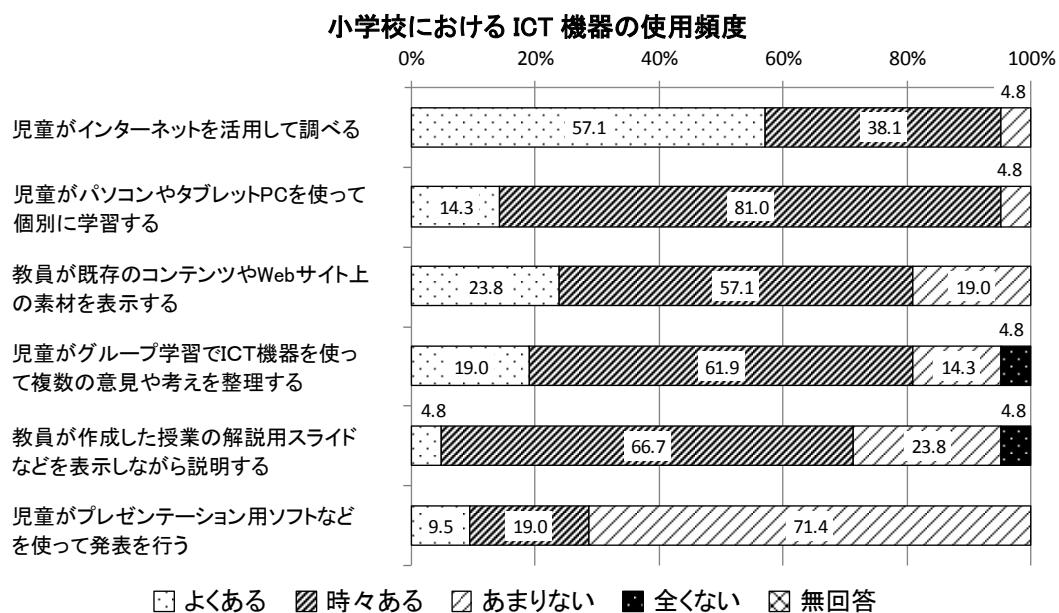
小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級があります。

(2) 教育施設の現状について

① ICT 機器の活用

ICT 機器の導入状況では、2015 年（平成 27 年）からの 2 年間で各小・中学校 40 台ずつ、タブレット PC を導入しました。小学校では 2015 年（平成 27 年）に 11 校、2016 年（平成 28 年）には残る 10 校に対してタブレット PC を導入しました。また、中学校では 2015 年（平成 27 年）に 1 校、2016 年（平成 28 年）に 7 校にタブレット PC を導入しました。

ICT 機器の使用頻度として小学校では「児童がプレゼンテーション用ソフトなどを使って発表を行う」を除いて、全ての項目で「よくある」「時々ある」の割合が高くなっています。一方で中学校では、全ての項目で「よくある」「時々ある」の割合が半数以上で高くなっています。



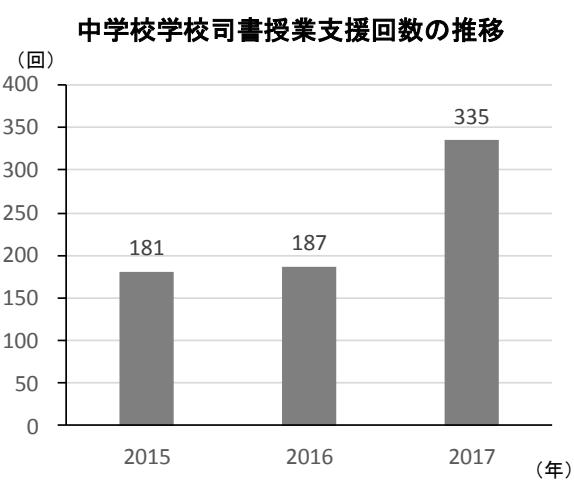
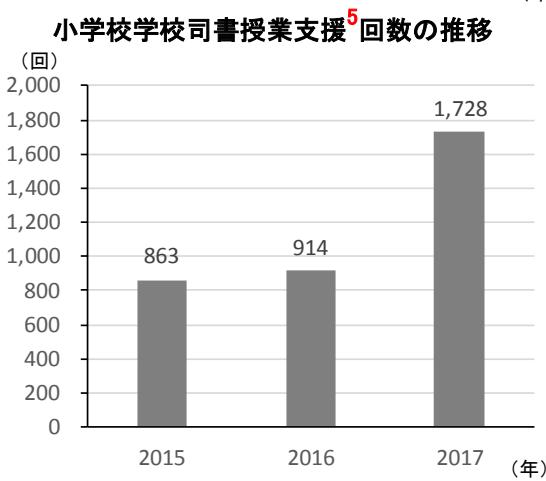
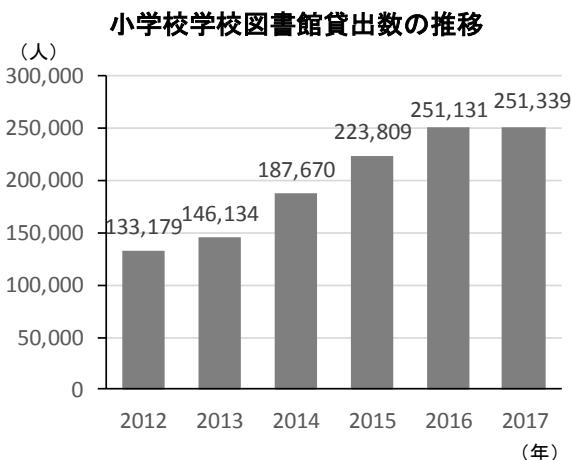
出典：学校アンケート

② 学校図書館の状況

学校図書館は、読書活動のみならず、すべての教科の授業で効果的に利用できるよう資料の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び⁴」と「豊かな心の醸成に寄与すること」が求められています。

本市では、2013年度（平成25年度）に学校司書の配置が始まり2017年度（平成29年度）には全校に年間700時間配置しています。そして、市内小・中学校では、学校図書館のもつ機能を十分に活用するために、司書教諭・図書館主任・学校司書が密に連携を取り合ったり、児童生徒による図書委員会や保護者・地域の方によるボランティアがうまく機能したりする取組を模索してきました。

また、2017年（平成29年）6月1日の図書情報館オープンに伴い、学校と公共図書館とのデータが一元化され、公共図書館資料70万冊、学校図書館資料40万冊、合計約110万冊の図書の中から、必要な書籍を検索できるようになりました。各小・中学校と図書情報館がネットワークでつながり、週2日の定期配送便が確立されたことで、学校から図書情報館にある書籍を取り寄せる体制が構築されています。このような機能をうまく活用することができるよう、2017年度（平成29年度）より図書館教育アドバイザーを配置して各小・中学校への指導助言を行っています。



⁴ 主体的・対話的で深い学び

22ページを参照

⁵ 学校司書授業支援

学校司書が授業に直接関わったり、図書資料の用意をしたりする支援のことです。

③ 調理場施設の状況

市内には3つの調理場があり、各学校給食共同調理場では毎日およそ5,000食から10,000食の給食を調理し、小・中学校や幼稚園、保育園、サルビア学園に提供しています。調理場施設は、2007年（平成19年）に南部学校給食共同調理場、2009年（平成21年）に中部学校給食共同調理場を改築しましたが、1987年（昭和62年）に開設した北部学校給食共同調理場は、施設の老朽化・設備の経年劣化が見受けられます。

調理場施設及び給食数(2018年(平成30年)4月1日)

施設名	北部学校給食共同調理場	中部学校給食共同調理場	南部学校給食共同調理場
所在地	安城市池浦町曲尺手65番地	安城市福金町笠松1番地	安城市和泉町南梶25番地
開設時期	1987年（昭和62年）4月	2009年（平成21年）8月	2007年（平成19年）9月
敷地面積	6,160 m ²	5,803 m ²	9,705 m ²
建物面積	2,414 m ²	2,571 m ²	3,785 m ²
建設費	880,547千円	1,594,028千円 (旧南部調理場解体整備費含む)	2,074,763千円
調理能力	10,000食／日	5,000食／日	10,000食／日
給食数など	小学校	9校 5,169食	— 12校 7,203食
	中学校	4校 3,384食	— 4校 2,627食
	幼稚園	— 4園 745食	—
	保育園	— 23園 4,101食	—
	サルビア	— 69食	—
	調理場	78食 49食	82食
	合計	8,631食 4,964食	9,912食

※サルビア学園は2018年（平成30年）7月20日提供開始

④ 普通教室等の空調設備の設置状況

空調設備は学習面だけではなく、熱中症や風邪の予防など児童生徒の体調管理をする上でも必要な設備です。近年では猛暑等の影響もあり、全国的に設置が進んでいます。本市の2018年（平成30年）9月1日現在のエアコン設置率は、普通教室で1.2%、図書室・音楽室などの特別教室で27.1%となっており、合計では12.1%となっています。愛知県及び全国と比較すると、愛知県の35.1%、全国の49.9%を大きく下回っています。

⑤ 校舎等の学校施設の状況

本市では、多くの学校施設が建設から30年以上経過しています。一般的に建築物は築30年を経過すると老朽化が進行するといわれており、今後さらに施設の修繕・更新費等の増加が予想されます。そのため、2012年（平成24年）より、校舎の老朽化に伴う校舎改修（中規模改修）として、普通教室及び廊下等の床や壁の改修・黒板、ロッカー等の更新・照明器具のLED化・エレベーター設置等を実施しており、2018年度（平成30年度）末現在では、対象となる25校のうち、4校で改修が完了しています。

(3) 教職員の意識について

① 授業において心がけていること

授業方法で心がけていることとして、**小・中学校**ともに「児童（生徒）同士の話し合いを取り入れた授業」「ペアやグループ活動を取り入れた授業」との回答が多くなっています。

授業中に心がけている内容として「仲間と学びあう学習」が**小・中学校**ともに最も多くなっています。「基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習」も**小・中学校**ともに比較的多くなっています。

授業方法で心がけていること

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	児童同士の話し合いを取り入れた授業	19/21校	1	生徒同士の話し合いを取り入れた授業	8/8校
2	ペアやグループ活動を取り入れた授業	14/21校	1	ペアやグループ活動を取り入れた授業	8/8校
3	体験を取り入れた授業	9/21校	3	教材を工夫した授業(具体物を使うなど)	6/8校

出典：学校アンケート

授業中に心がけていること

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	仲間と学びあう学習	20/21校	1	仲間と学びあう学習	7/8校
2	基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習	14/21校	2	基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習	4/8校
3	基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習	3/21校	2	基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習	4/8校
3	探究的な学習	3/21校			

出典：学校アンケート

② 多忙と感じる業務について

忙しさを感じる業務として小学校では「事務・報告書作成」の割合が 61.9% (13 校) で最も高くなっていますが、中学校では**多感な時期**にある**生徒一人一人に応じたきめ細やかな対応**をするため、「生徒指導（個別）」が 75.0% (6 校) で最も高くなっています。

忙しさを感じる業務

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	事務・報告書作成	13/21校	1	生徒指導（個別）	6/8校
2	学校行事	10/21校	2	成績処理	3/8校
3	保護者・PTA 対応	8/21校	2	部活動	3/8校
			2	事務・報告書作成	3/8校

出典：学校アンケート

(4) これまでの主な取組について

① 特別な支援が必要な児童生徒に対する取組

不登校の児童生徒に対する取組として行っているものでは、**小・中学校**ともに「保護者との連携や働きかけ」の割合が最も高く、いずれも8割以上となっていますが、中学校では「学校の勉強についての相談や手助け」「こころの悩みについての相談」も同様に高くなっています。

日本語教育を必要とする児童生徒への取組として小学校では「外国語のプリントなどによる連絡」の割合が最も高く、71.4%（15校）となっていますが、中学校では「日本語教育を必要とする生徒とその保護者への進路ガイダンス」が75.0%（6校）で最も高くなっています。

エピペン⁶所持者数は小学校では2014年（平成26年）では16人でしたが、2018年（平成30年）には60人になっており、およそ4倍になっています。中学校では、2014年（平成26年）には5人でしたが、その後は10人前後で推移しています。そのため、各小・中学校ではアナフィラキシーショックへの緊急対応をどの教員でも迅速に行えるよう、専門の医師によるエピペン研修を実施しています。

不登校の児童生徒に対する取組

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	保護者との連携や働きかけ	21/21校	1	保護者との連携や働きかけ	7/8校
2	こころの悩みについての相談	16/21校	1	こころの悩みについての相談	7/8校
3	学校の勉強についての相談や手助け	13/21校	1	学校の勉強についての相談や手助け	7/8校

出典：学校アンケート

日本語教育を必要とする児童生徒に対する取組

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	外国語のプリントなどによる連絡	15/21校	1	日本語教育を必要とする生徒とその保護者への進路ガイダンス	6/8校
2	担当教員の研修	8/21校	2	外国語のプリントなどによる連絡	5/8校
3	日本語初期指導教室への通室	5/21校	3	日本語初期指導教室への通室	4/8校

出典：学校アンケート

日本語適応教室の設置状況

	小学校	中学校
日本語適応教室設置校数（2018年）	10/21校	4/8校

⁶ エピペン

食物アレルギーなどによるアナフィラキシーがあらわれた際に、医療機関を受診するまでの補助治療剤に使用される医薬品です。

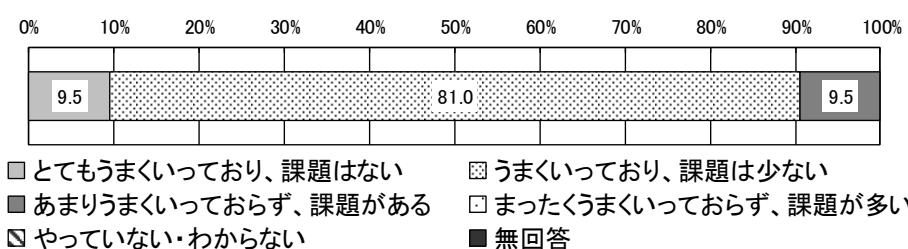
小・中学校別エピペン所持者数

	2014	2015	2016	2017	2018
小学校	16人	17人	31人	40人	60人
中学校	5人	9人	13人	13人	8人
合計	21人	26人	44人	53人	68人

② 幼保小中連携について

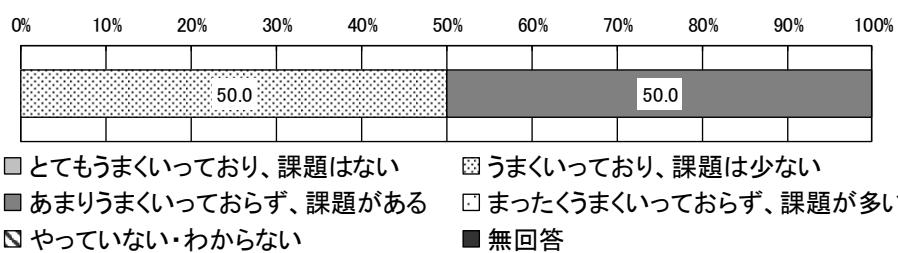
小学校における幼稚園・保育園などとの連携状況では、「うまくいっており、課題はない」の割合が最も高く、81.0%と（17校）なっています。中学校における小学校との連携状況では、「あまりうまくいっておらず、課題がある」の割合が50.0%（4校）となっています。

小学校における幼稚園・保育園などとの連携状況



出典：学校アンケート

中学校における小学校との連携状況



出典：学校アンケート

③ 地域等の外部人材の活用

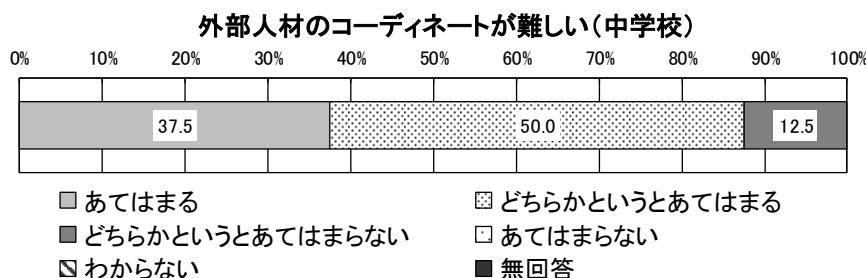
増員したい外部人材として小学校では「特別支援教育⁷に関する補助・専門スタッフ」が61.9%（13校）で最も高くなっています。一方で中学校では「放課後や長期休業中の補習などの指導・補助スタッフ」「特別支援教育に関する補助・専門スタッフ」「スクールソーシャルワーカー⁸」「ニーズはあるが上記にあてはまるものがない」がそれぞれ同程度に必要と考えられています。

外部人材の活用上の課題として中学校では、「外部人材のコーディネートが難しい」「学校のニーズに合った適切な外部人材が少ない」の割合（「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」の合計）が高くなっています、それぞれ87.5%（7校）、100.0%（8校）となっています。

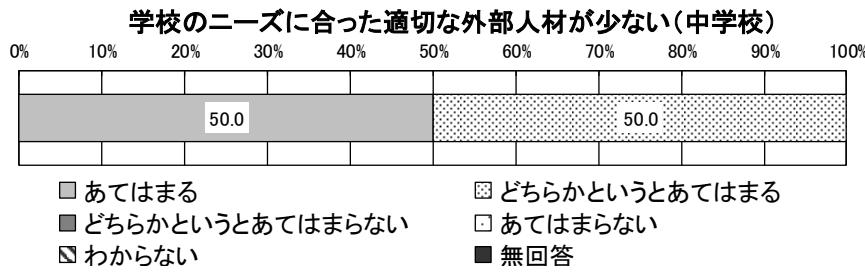
増員したい外部人材

小学校			中学校		
順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	特別支援教育に関する補助・専門スタッフ	13/21校	1	特別支援教育に関する補助・専門スタッフ	2/8校
2	外国語指導助手（ALT ⁹ など）	3/21校	1	スクールソーシャルワーカー	2/8校
3	特別非常勤講師	2/21校	1	放課後や長期休業中の補習などの指導・補助スタッフ	2/8校

出典：学校アンケート



出典：学校アンケート



出典：学校アンケート

⁷ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

⁸ スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校などに直面している児童生徒を支援する専門家のことを指します。

⁹ ALT(Assistant Language Teacher)

外国語活動等の授業で、教員と協力してチーム・ティーチング等を行う、計画的・継続的に活用している外国人のことを指します。

3. 主な課題と今後の方向性

本計画では、学校アンケート、全国学力・学習状況調査¹⁰、学校評価を基に課題を抽出しています。また、抽出された課題に対する今後の方向性として『安城市教育大綱』の方針を踏襲していますが、抽出した課題のうち『安城市教育大綱』で方針が示されていないものについては、新たな方針を追加しています。

(1) 主な課題

① 小・中学校ともに児童生徒の自己有用感の向上に向けた一層の取組が必要です

これまで本市では命の教育を通して、児童生徒が自身と他者の命の大切さを実感し、明るく元気に過ごすことができるたくましい体としなやかで折れない心の育成に努めてきました。ただし、「自分は学級の中で役に立っているか」について、肯定的な回答の割合が、中学校ではありません。自己有用感¹¹を高めていくことは、自分自身を大切にすることにつながります。そのため、命の教育などを通して、他者への共感・思いやりとともに自己有用感を高めていく必要があります。また、不登校児童生徒数が増加傾向にある中、新たな不登校を出さない取組や現在不登校の児童生徒への学校復帰への支援が喫緊の課題です。

② 学び合いやかかわり合いを取り入れた授業について、児童生徒と教員の間に共通認識を育む必要があります

授業などで学級全体やグループで話し合う活動を行った割合は、小・中学校ともに高くなっています。しかし、児童生徒自身の認識では、「学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていた」と考える児童生徒の割合は、低くなっています。児童生徒と教員の認識に差が見られることから、学び合いのある授業づくり、さらには「主体的・対話的で深い学び」¹²により児童生徒が学びを実感できる取組を進める必要があります。

③ 学力定着に向けた、学びの基礎の確立が必要です

ここ数年間の全国学力・学習状況調査の結果では、特に小学校で学力定着に向けた学びの基礎の確立が課題となっています。これとともに、これから時代を生きる児童生徒には課題を解決するために必要な思考力、表現力、判断力を育む取組が重要です。

¹⁰ 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、小学校第6学年と中学校第3学年を対象に行っている調査になります。

¹¹ 自己有用感

「自分がこの集団の中で役に立っている、この集団に必要な人間である」という実感のことです。

¹² 主体的・対話的で深い学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」をいいます。

④ 「主体的・対話的で深い学び」を実施するため、ICT 機器等の設備のさらなる充実が求められています

現在、本市ではタブレット PC が、各小・中学校に 40 台ずつ導入されています。ただし、台数が限られているため授業で使用できない場合もあり、思うようにタブレット PC の利点を生かしきれていない状況があります。ICT 機器等の設備は「主体的・対話的で深い学び」の実践やプログラミング的な思考の育成をする上で重要なツールであり、ICT 機器等の設備のさらなる充実が求められています。

⑤ 個々の児童生徒の必要とする支援の内容が多岐にわたるため、児童生徒の状況に応じた個別的な対応が求められます

2018 年（平成 30 年）5 月 1 日現在、本市では小学校 55 クラス、中学校 19 クラス、合計 74 クラスの特別支援学級が設置されています。個別に支援を必要とする場合が多いため、支援をする人的余裕がなくなり、スクールアシスタントの増員を求める意見が多く挙げられていることからも、様々な支援を必要とする児童生徒へのより具体的な対応に向けた体制を整える必要があります。

⑥ 日本語教育を必要とする児童生徒への対応を充実させるため、専門スタッフの増員や教員のスキル向上などが必要です

愛知県には多くの外国籍の方が住んでいます。本市においても、多くの外国籍の方が居住しています。そのような状況の下、本市では、日本語教育を必要とする児童生徒への対応について、これまでポルトガル語やタガログ語、中国語、インドネシア語などの通訳を派遣しているほか、学校において外国語のプリントなどによる連絡などの取組を実施しています。また、日本語能力が十分でない児童生徒が日常の学校生活で困らない程度の日本語を身につけられるよう、日本語初期指導教室を実施しています。しかし、日本語教育を必要とする児童生徒は年々増加の傾向にあり、対応できる専門職員が少なく人員が不足している状況となっています。そこで、日本語教育を必要とする児童生徒への対応を充実させるために、専門スタッフを増員することや教員一人一人が適切に対応できるようにスキルの向上が必要になります。

⑦ 食物アレルギー等の問題に対応するため、学校給食施設の改修を進める必要があります

北部学校給食共同調理場は、1987 年（昭和 62 年）4 月に運用を開始しましたが、施設及び設備の経年劣化が顕著となっています。南部及び中部の各調理場は 2007 年（平成 19 年）、2009 年（平成 21 年）にそれぞれ改築していますが、北部学校給食共同調理場も同様に改修を行い、最新の衛生管理基準に合致した施設の整備が必要です。並行して、食物アレルギーに対応した給食提供についても実施していく必要があります。

⑧ 図書資料を有効活用できる学校図書館教育の充実が必要です

図書情報館の開館を機に、各小・中学校の図書資料の利用が飛躍的に伸びています。学校での利用頻度の上昇に伴い、その有効的な活用が様々な形で必要不可欠となっていました。教員は図書情報館の有効活用を図り、学校司書と連携してより児童生徒のニーズに応える図書資料の活用が必要です。また、学校司書は図書資料を教員に提示することに加え、児童生徒と向き合って授業への参画を図ることも喫緊の課題です。そして、**そのような課題を解決するには、学校司書の配置を拡充し、図書資料を有効活用できる学校図書館教育の充実が必要になります。**

⑨ 児童生徒・学校と社会を結びつけるキャリア教育の推進が求められます

本市の中学校では1年生で職場見学や職業調べ、2年生で職場体験が行われています。また、小学校においても、多くの学校で職場見学が行われています。**小・中学校**で行われている職場見学や職場体験を社会の中で自分がどのような役割を果たし、どのように自分らしく生きていくかなどの視点と結びつけることや学校での学習と社会とを関連づけた学びへと発展させていくことが必要です。そのため、より一層のキャリア教育の推進が求められます。

⑩ 小学校から中学校への円滑な接続に向けた取組が求められます

小学校と幼稚園・保育園などとの連携状況では、比較的うまく連携ができているとしている学校が多くなっている一方で、中学校と小学校との連携では、情報の共有や伝達が不十分であるなど課題があると感じている学校が多くなっています。生活面や学習面での指導の連続性の確保のために、幼稚園・保育園から小学校、中学校まで円滑な連携が求められます。

⑪ 小・中学校ともに教員の多忙化の解消が求められています

小学校では事務・報告書作成、中学校では**多感な時期**にある生徒一人一人に応じたきめ細やかな対応をするため、生徒指導（個別）に対して忙しさを感じることが多くなっています。また、教員の業務を児童生徒への指導に特化することや外部人材・地域人材の活用の必要性を指摘する声も**あがっています**。教員の多忙化を解消することで、生徒指導や学習指導など児童生徒の健全な育成や学力向上のためにより多くの時間を使うことが**求められます**。

(2) 今後の方向性

今後の方向性として、基本方針ごとに安城市教育大綱における取組の方向、及び各種調査等から抽出された、主な課題を踏まえて追加すべき取組の方向を以下の通り示しています。追加された新たな方針には、★印をつけています。

① 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

【安城市教育大綱における取組の方向】

- 学び合いを重視した学習を進めます。
- 少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、教員が児童生徒一人一人に向き合える時間や機会を一層拡大します。
- 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- 喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

【主な課題を踏まえて追加すべき取組の方向】

- ★学習指導要領に則した、基礎学力の定着を目指します。
- ★キャリア教育の充実を図ります。

② 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

【安城市教育大綱における取組の方向】

- 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人一人の心の育成を重視します。
- 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。
- 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- 児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- 学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めます。

【主な課題を踏まえて追加すべき取組の方向】

- ★命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。

③ 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

【安城市教育大綱における取組の方向】

- 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。

【主な課題を踏まえて追加すべき取組の方向】

- ★幼稚園・保育園と小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。

④ 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

【安城市教育大綱における取組の方向】

- バリアフリー化など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- 安心安全な学校給食を安定して提供するために学校給食共同調理場の整備を進めます。

【主な課題を踏まえて追加すべき取組の方向】

- ★プログラミング教育¹³の実施をふまえ、ICT機器のさらなる有効活用の方途を探るとともに、設備の充実を検討します。
- ★教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。

¹³ プログラミング教育

子どもたちに、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するものです。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

本計画では、目指す姿を以下のように設定します。

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

児童生徒一人一人を大切にしたきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。

2. 基本方針

本計画では、2016年（平成28年）年2月に策定された『安城市教育大綱』に基づき、以下の4つを基本方針とします。

基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

3. 取組体系

【目指す姿】

児童生徒一人一人を大切にしたきめ細やかな教育の体制づくりを進め、
安全安心で快適な教育環境を創出します。

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、
次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

【基本方針及び取組の方向】

1. 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

- (1)学び合いを重視した学習を進めます。
- (2)少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、教員が児童生徒一人一人に向き合える時間や機会を一層拡大します。
- (3)学習指導要領に則した、基礎学力の定着を目指します。
- (4)図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- (5)グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- (6)キャリア教育の充実を図ります。
- (7)喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

2. 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

- (1)命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。
- (2)道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人一人の心の育成を重視します。
- (3)家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。
- (4)自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- (5)児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- (6)学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めます。

3. 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

- (1)特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- (2)日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。
- (3)幼稚園・保育園と小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。

4. 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

- (1)バリアフリー化など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- (2)安全安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。
- (3)プログラミング教育の実施をふまえ、ICT 機器のさらなる有効活用の方途を探るとともに、設備の充実を検討します。
- (4)教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。

第4章 具体的な取組

基本方針 1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

(1) 学び合いを重視した学習を進めます。

① 聞き合い・話し合いの授業づくり

授業において、児童生徒の「学びに向かう力」を活かしつつ他者と意見交換することで、他者の意見を評価・批評したり、新たな気づきを生み出したり、考えを形成したりできるよう、必要に応じて聞き合い・話し合いの場を取り入れます。その際、まずは相手の考え方聞く力を育てつつ、質の高い聞き合い・話し合いのある授業づくりに努めます。

② タブレット PC 等の ICT 機器の活用

本市では、各小・中学校に 40 台ずつタブレット PC を導入しています。学校や学級による活用状況（頻度等）のばらつきを解消するとともに、効果的な活用方法を探るべく研修会や授業実践に取り組んでいます。タブレット PC 等の ICT 機器を有効に活用し、各教科における「主体的・対話的で深い学び」の実践やプログラミング的思考の育成につなげていくことが重要です。そのため、ICT 機器を用いた学び合いのある授業づくりを推進します。

③ 教員の資質・能力の向上

学び合いの授業づくりの推進に向けて、教育課程・授業方法の改善を図ります。若手教員への授業力向上に関する研修やミドルリーダーの現職教育推進に関する研修などの教員のライフステージに応じた研修のほか、各小・中学校の現職教育への専門の講師派遣や指導助言などにより、教員が現場で学び育つ環境づくりを進めます。

(2) 少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、教員が児童生徒一人一人に向き合える時間や機会を一層拡大します。

① 少人数教育の充実

児童生徒一人一人の個性や能力に合わせて、きめ細やかで豊かな学びを実践するため、また、自ら問題を発見し、解決する能力を育成するため、小学校で1・2年生では30人程度、3・4年生では35人以下の学級編成となるよう、少人数学級対応教員を配置しています。少人数教育の充実によって、教員と児童生徒の関わる時間や環境を充実させていきます。

② 地域を題材として学ぶ機会の充実

教育課程を社会に開いて、学校と社会が目標を共有し、地域のひと・こと・ものの学びを通して、地域への愛着を育みます。**その際、各小・中学校のカリキュラム・マネジメント¹⁴により、教科横断的な視点で目標達成に必要な教育内容を組織的に配列し、学びの質の向上を図ります。**また、職業観や生きる力を身につけるため、地域の社会人講師から学ぶ場や機会の創出を図ります。

(3) 学習指導要領に則した、基礎学力の定着を目指します。

① 個に応じた学習指導の工夫

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童生徒一人一人の困り感に寄り添った支援をしながら、児童生徒が確実に基礎的・基本的な知識を身につけるように努めます。また、知識が相互に関連づけられ、生きてはたらく知識・技能となるよう学習指導を工夫します。

② 言語能力の確実な育成

基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、それらを活用して課題を解決するためには、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」を基本とし、思考力・判断力・表現力等を育む必要があります。**これらを要とし、自分で調べたことをまとめたり、それを根拠に話し合ったりするなど、各教科において言語活動の充実を図り、発達の段階に応じて情報を正確に理解し、適切に表現する力の育成に努めます。**

¹⁴ カリキュラム・マネジメント

各学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことをいいます。

③ プログラミング的思考の育成

学習指導要領の改訂により、情報活用能力（プログラミング教育を含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられ、プログラミング教育を小学校において必修化するなど、情報活用能力の向上が求められています。本市では、各小・中学校に40台ずつ導入されているタブレットPCを効果的に活用し、国が策定した「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」等に基づいた、発達段階に合ったプログラミング教育を実践していきます。

（4）図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。

① 読書活動・図書館教育の一層の推進

学校での読書活動・図書館教育推進のため、各小・中学校に年間700時間の学校司書の配置を行っていますが、さらなる推進に向けて、各小・中学校に児童生徒の在校時間内は学校司書を配置できるよう、環境整備を進めます。また、学校司書がより直接的に子どもと関わり、図書資料をより有効に活用したり、授業に積極的に参加したりする実践を積み上げます。

② 小・中学校への図書の配送・貸出の拡充

2017年度（平成29年度）から、朝の読書用の「朝読便」、調べ学習のテーマに応じた「テーマ便」、個別の図書を予約し、貸りる「きーぼー便」の配送を開始しており、教員が図書館へ来館する必要がなくなりました。今後も、図書情報館の図書の積極的な活用に向けて、小・中学校への図書の配送・貸出を継続実施します。

③ 学校司書・読み聞かせボランティア等の人材活用及び育成の継続

読書活動の推進に向けて、図書館教育アドバイザーを配置し、定期的に学校司書連絡会を開催して学校司書の資質向上に努めています。必要に応じて図書館司書も参加し、情報共有や人的交流、アドバイスを行うことで、連携強化を図ります。また、学校で活動する読み聞かせボランティアについては、入門研修と実技研修を実施し、絵本の選び方や読み方について指導を行います。

④ 小・中学校と図書情報館の図書情報の一元化の継続

市内小・中学校の学校図書館蔵書データを図書情報館蔵書データに統合することで、資料検索機能が強化され、図書館資料を用いた効果的な授業を行うことが可能となりました。これにより、従来の図書情報館から学校だけでなく、学校から学校の図書貸出もシステム上は可能となりましたが、運用面での検討が必要となっています。今後は、図書情報館と学校間での連携をさらに強化するため、システムの統合・ネットワーク化の一層の充実を図ります。

(5) グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。

① 英語教育と国際理解教育の充実

グローバル化する社会に対応する人材を育成する際に、英語等の外国語の学習とともに、外国の歴史や文化、習慣等についての理解の促進が重要です。英語教育の推進を図るため、小学校中学年から外国語活動や高学年の外国語科に ALT を配置し、ALT の出身国の文化等をテーマとした授業を行うことで、外国に対する知識や関心を高めていきます。また、本市には外国人児童生徒の割合が高い学校がいくつか存在します。そうした特性を活かして、異なる文化や価値観をもつ人々との関わり方や相互理解の重要性に目を向けさせ、国際的視野に立って意思の疎通ができる能力を育みます。

(6) キャリア教育の充実を図ります。

① 進路指導全体の充実

進路指導を単に進学や就職に関する指導と位置づけるのではなく、児童生徒の生き方の指導として、児童生徒が自分自身の価値を見出し、将来に夢と志をもつことができるよう、教育活動全体を通して実践します。特に中学校においては、3年間を見通し、計画的に職場見学、職場体験学習や進路相談、進学・就職への支援を実施します。

② 職場体験学習の充実

市内の中学校では、1年生で職場見学や職業調べを行い、2年生で週5日程度の職場体験学習を実施しています。職場体験にあたっては、生徒の実態に即した計画にするとともに、学校の意図や目的を地域や受け入れ先と十分に共有し、事前・事後学習を充実させることで、生徒自身が生き方や価値を形成し、将来に期待がもてるよう、指導していきます。

③ 技能五輪見学学習の実施

本市では、2014年度（平成26年度）に市内の全小学6年生と全中学2年生に「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」の見学学習を実施しました。小学校高学年や中学生の時期に懸命に仕事に取り組む大人の姿を見せるることは、自分の将来像を思い描き、人生の目標を考えることに大変有効です。

2019年及び2020年に愛知県で開催される技能五輪についても見学学習を実施し、将来を考える学習を一層推進していきます。

(7) 喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

① 教職員の資質・能力の向上

本市では、教職員としての資質・能力を高めるための職務研修や担当者研修の実施、本市の課題に取り組む課題研修を実施しています。また、自己の実践を見直し、スキルアップを図る講座の開催を推進しています。今後も多様な研修・講座の開設や職務や経験年数、教育課題等に応じた各種研修の実施を通して、教員の資質・能力の向上を図り、専門性や指導力を高めていきます。また、アナフィラキシーショックや熱中症・怪我などについては、未然防止に努めることを第一としますが、緊急時には児童生徒の命を守ることを最優先し、迅速かつ適切・組織的に初期対応ができるよう、マニュアルの作成や確認を行います。

② 研究活動への活動支援

学校教育が抱える今日的課題や長期的展望に立った課題に関する実効性のある研究活動を支援するため、教員を1年間、大学等の研究機関に派遣する教育研究派遣生や指定されたテーマについて研究を行う指定研究グループ、自主的な研究活動により、教員としての力量を高め、教員の親和共励を図る自主研修グループ、教育研究論文の作成支援等様々な活動を行っていきます。また、新しい時代の要請に応えた学びの充実の実現に向けて先行研究の活動を支援します。

基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

(1) 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。

① 命の教育の推進

これまで本市では命の教育を実施してきました。今後も自他の命の大切さを実感し、夢と志をもって未来を生き抜く安城っ子を育成するため、安城市教育委員会および各小・中学校が掲げるグランドデザインの下、学校教育活動全体を通して命の教育を推進します。そのために、教職員の資質・能力の向上を図り、夢と活力ある学校・学級経営の下、児童生徒一人一人が集団の中で、各自がそれぞれの資質・能力を活かし、他者とのコミュニケーションを通して育ち合う学級づくりに努めます。

② 自己有用感を実感する学校生活の充実

児童生徒が自己有用感を実感できる学校生活とするため、授業においてはすべての授業で「できた」「わかった」を実感できるよう、学習課題を工夫するとともに、ふり返りを大切に自己評価の部分を認めていきます。特別活動では、人間関係を「仲間と共に」築いていこうとする自主的・実践的な態度の育成に努め、授業の中でも他者意識を大切にしながら自立を促す活動を今後も推進していきます。また、自己有用感を実感する際には、人とのつながりの中で自身の役割や重要性について認識することが求められます。そこで、子どもたちが今の自分自身の状態を自覚できるアプローチの下、対人関係力や自己肯定感を高める手立てを構築し、具体的に支援していきます。

③ 心の居場所づくり

学校生活を送る中で起きる「友達とのちょっとしたトラブル」や「できない自分への嫌悪感」などは、誰しもが経験することであり、その解決を重ねることで、**その子の成長につながります**。しかし、中にはそれを乗り越えることができず、学校や教室に行けなくなる児童生徒もいます。

そんな不登校傾向や不登校児童生徒の支援のために、教育相談を充実するとともに、図書室や保健室などの教室以外の居場所を確保したり、その教室を見守る人員を配置したりして、安心できる心の居場所づくりに努めます。

(2) 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人一人の心の育成を重視します。

① いじめ対策の継続

本市では、いじめ対策として、いじめ問題対策連絡協議会や全小・中学校でのふれあい会議の実施、ふれあい講演会の開催、リーフレットの作成、啓発資料の配布など様々な対策を実施してきました。児童生徒一人一人がよりよい学校生活を送れるように、今後も一層、学校と家庭、地域とがつながり、いじめ問題に対して予防と早期発見に向けた啓発や情報提供を行います。

② 人権教育の推進

人権尊重の精神を養い、人権感覚を身につけた態度や行動が取れるようになりますために、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的に人権に関する学習を行います。

③ 道徳教育の推進

道徳教育を通して児童生徒が、よりよく生きるために道徳的判断力を身につけ、それを基に自身の生き方を見つめ、自ら考え、責任ある行動がとれるようになることは重要です。そこで、道徳教育に対する教員の意識の高揚を図り、よりよい資料の収集と指導方法の工夫改善に努めるほか、全教員が一貫性のある道徳教育を組織的に展開できるようにします。また、家庭や地域社会との連携・協力を密にし、地域ぐるみで児童生徒の道徳性の育成に努めます。

④ 環境教育の推進

学校教育活動全体を通して環境教育を推進し、環境問題への関心を高めます。地域の実態にあった身近な環境問題を取り上げたり、自然教室をはじめとする実体験、さらには各教科における環境学習を関連づけたりして学びを深めます。

⑤ 「安城ケータイ・スマホ宣言」の活用推進

2015年（平成27年）安城市ふれあいサミットにおいて、市内8中学校代表生徒が集って話し合い、「安城ケータイ・スマホ宣言」を採択しました。宣言は、「個人情報をのせたり、人を傷つけることばを書き込んだりしません。」「何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。」「夜9時以降朝6時まで、家族以外との通話やメッセージのやりとりをしません。」「勉強中は、最低限のことしかケータイ・スマホを使いません。」「定期的に、大人に相談・報告します。」の5項目です。今後、情報機器の進歩や児童生徒の機器使用の実態をふまえ、宣言の項目、内容の見直しやさらなる啓発を図っていきます。

⑥ 東京オリンピック・パラリンピックを取り入れた心の教育

スポーツからはフェアプレイの精神やスポーツマンシップなど多くの道徳的規範を学ぶことができます。そこで、オリンピックで活躍する選手たちを題材に、特に人の生き方に迫る教材を開発し、児童生徒のしなやかで折れない心の育成を図ります。

(3) 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。

① 不登校児童生徒への一層の支援

本市では、不登校対策として適応指導教室¹⁵の運営や不登校児童生徒支援アドバイザーの配置と各小・中学校への指導助言、家庭訪問等を行っています。引き続きそうした取組を実施して、不登校児童生徒への対応をしていくとともに、早期に情報を把握し、適切な支援の実施に向けて、ふれあいネット事業及び健全育成会等を通じた、家庭や地域・関係機関との連携をより一層強化していきます。

② 教育的な問題を抱える家庭への細やかな対応

教育的諸問題を抱えている児童生徒及び保護者に対する電話相談や来所相談、ふれあい相談などの各種相談活動を行っています。今後も臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図り、児童生徒、保護者、教職員への支援体制の充実を図ります。

(4) 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。

① 安全教育・防災教育の推進

各小・中学校では、安全計画・防災計画が策定されています。これらに基づいて地道に日々の学習・指導を進めることで、児童生徒の生活安全・交通安全・災害安全に対する意識の向上に努めます。

② 実践的な各種避難訓練の実施

各小・中学校では、具体的な危険を想定した各種の訓練を実施し、体験的に学ぶことで、実際の場面で生きる危険予測・回避能力の育成に努めています。これらの取組を通して、不測の事態に際して、「自分の生命は自分で守る」という自覚と態度を養います。

¹⁵ 適応指導教室

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。

(5) 児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。

① 地域と力を合わせた部活動支援事業の推進

課外活動や部活動は集団の中での人間関係を築くほか、児童生徒の体力の向上にも寄与しています。これらに關係する大会等の参加費等の補助や児童生徒がこれらの活動へ参加する機会や場を保障し活動を支援していきます。また、部活動指導体制を充実させるため、部活動指導員を配置し、文化部を含む部活動の技術指導や練習等活動時間中の監督、大会参加・引率等を行います。

② ホームチームサポーター事業の充実

スポーツを「する」ことや「みる」機会を増やすことで、スポーツを身近に感じることができます。現在、本市では地元のトップ企業チームを応援するホームチームサポーター事業を進めています。技術指導会は勿論のこと、本市で行われる日本リーグの観戦など様々なシーンで選手やチームと交流することでスポーツを身近に楽しめる環境を整備していきます。

③ 学校体育の充実

体育を担当する教員の指導力向上に向けて、授業研究や研修を行い、学校体育の充実を図ります。

(6) 学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めます。

① 農業体験を通じた食育の推進

本市の多くの小学校では、**学区内の農地を利用して**米や野菜づくりを実施しています。食の根本である農業体験を通じた食育を実践することで、食物を大切にする心を養います。

② 学校給食を通じた食育の推進

学校給食は、栄養バランスを考えた食事を実践する場であり、学級の友人たちと楽しい食事をしながらコミュニケーションを図ることのできる場でもあります。本市では、栄養教諭による学級での食育指導のほか、地元産の農産物を多く**取り入れ**、「愛知を食べる学校給食の日」**を催すなど**、地産地消の食育を推進しています。

基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。

① 就学相談の一層の充実

障害の有無に関わりなく、全ての児童生徒が適切な就学先で個に応じた教育を受けられることは重要です。そのため本市では、子ども発達支援センター「あんステップ♪」が中心となって、次年度就学するすべての園児を対象に就学相談を実施しています。臨床心理士などの専門家が園児の実態をきちんと把握した上で、就学先等の相談や助言を行っていますが、これのさらなる充実を図ります。

② 特別支援教育の充実

全ての児童生徒が、個々のニーズに合った教育を受けられる環境を整えることは重要です。本市では、様々な支援が必要な児童生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置するなど、個の支援の充実を図っていきます。

③ 適応指導教室の充実

様々な理由により、学校に通うことや、学校で生活することが困難になる児童生徒がいます。こうした児童生徒が自己を開示し、個別指導や小集団での生活を経て、学校に通えるように支援することは重要です。そのために、不登校児童生徒の集団適応指導及び訪問支援を行うなど、適応指導教室の充実を図ります。

④ 障害のある児童生徒への支援や教員研修の充実

様々な障害のある児童生徒が安心して学校生活を送るため、保護者からの申出により、子ども発達支援センター「あんステップ♪」から、幼稚園、小・中学校へ臨床心理士、作業療法士などの専門職を派遣し、専門的な支援を行っていきます。

また、教員が障害に対する理解や指導力を向上させていくための研修を実施し、より有効な支援が行えるように努めます。

⑤ 教育相談支援の充実

本市では、児童生徒や保護者の様々な不安や悩みの相談に応じるため、電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を行っています。個々の児童生徒の特性や発達段階に応じた相談支援を行うとともに、子ども発達支援センター「あんステップ♪」とも連携して、就学前から小・中学校卒業後へと継続した相談にあたるなど、「切れ目がない」相談支援の充実を図ります。

⑥ 経済的支援が必要な家庭への対応の充実

経済的な理由によって、児童生徒の教育の機会が奪われることがあってはいけません。本市では、家庭の経済的な事情によって、児童生徒が教育の機会を失わないよう、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する、就学援助費の支給を適宜見直していきます。

⑦ 多子世帯への給食費支援

「食べること」は児童生徒の健康な体を作っていく上で重要です。特に給食は、専門知識をもった栄養教諭が栄養バランスに配慮して、考えた献立であるため、児童生徒の体の発達に寄与しています。本市では、子どもの多い家庭への支援として、小・中学校児童生徒で第3子以降の給食費無料化を推進していきます。

(2) 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。

① 日本語初期指導教室の充実

本市では、日本語の指導が必要な児童生徒がおり、そうした児童生徒への対応が求められています。日本語が話せない外国籍の児童生徒を対象に、日常の学校生活に困らない程度の日本語の語学力につけるため、日本語初期指導教室を充実させていきます。

② 日本語指導が必要な児童生徒への支援

学校で教育を受けるにあたり、言葉の壁によって学習内容への理解や学校生活での障害が発生しないように対応することが必要です。そのため、日本語適応教室の設置や、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ通訳を配置するなどの支援を行います。

(3) 幼稚園・保育園と小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。

① 幼保小連携の促進

幼稚園・保育園から小学校への移行の際、学校生活へスムーズに適用できるよう、就学前には必要に応じて園を訪問して情報収集します。学区内の幼稚園・保育園と小学校間での交流を図るなど、連携を促進していきます。

また、「自立心」「協同性」「社会生活との関わり」など、幼稚園・保育園の遊びを通しての総合的な指導により育まれた資質・能力が、小学校において各教科等の特質に応じた学びにつながるよう指導していきます。

② 小・中学校間の連携の促進

小学校から中学校への進学を機に学校へ行けなくなってしまうなどのケースがあります。本市では、中学校入学前から行事への招待や部活動見学、地域のボランティア活動による交流等を実施し、中学校への不安を軽減することで小学校から中学校へ円滑に進学できるように支援していきます。

基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

(1) バリアフリー化など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。

① 学校施設の維持管理

学校施設を維持するためには、点検、検査項目の見直し、異常が発生した際の原因究明など、日々様々な対応が求められています。本市では、これまでにも施設を適正に維持管理するため、定期的に設備等の保守点検業務等を専門業者に委託し実施していますが、今後も、日常的に適切な保守管理及び必要な修繕を実施していきます。

② 学校施設のバリアフリー化の推進

全ての児童生徒が安全安心で快適な学校生活を送るために、学校施設のバリアフリー化が求められています。そのため、学校施設の計画的な改修の中でバリアフリー化を実施していきます。

③ 快適な学習環境づくり

空調設備の設置は体調管理の面でも必要不可欠です。小・中学校の普通教室と特別教室へ早急に空調設備を設置するとともに、快適な学習環境づくりを進めていきます。

④ 学校施設の計画的な保全・改修

現在、学校施設の保全・改修を順次進めています。今後、普通教室以外の部屋の改修についても計画的に実施し、児童生徒にとって安全安心で快適な学校環境の整備し、学習効果を高める施設の保全を実施していきます。

(2) 安全安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。

① 学校給食共同調理場の移転改築・改修

施設の能力確保及び老朽化対策、現行の衛生管理基準への対応、給食における食物アレルギー対応を開始することを目的として、北部学校給食共同調理場の移転改築を行います。また、同様に給食における食物アレルギー対応を開始するために南部・中部学校給食共同調理場の改修を行います。

② 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校給食共同調理場の改築・改修に合わせて、「卵、乳アレルギー」の原因食品を調理する過程で除去する、除去食対応ができる施設整備を行い、食物アレルギーへの対応を進めています。

(3) プログラミング教育の実施をふまえ、ICT 機器のさらなる有効活用の方途を探るとともに、設備の充実を検討します。

① 教育情報環境の整備

学校において子どもたちがパソコンやタブレット PC などを使用する機会が増えており、それらの機器を円滑に使用できる環境を整備することは重要です。そのため、文部科学省が示す 2020 年、学習者（児童生徒）1 人 1 台のタブレット PC 等の可動式 PC の整備及び授業を担任する教員 1 人 1 台へのパソコンの整備を視野に入れながら、学校のネットワークの再構築、セキュリティ強化、サーバーの統合及び仮想化など教育情報環境の整備を進めていきます。

(4) 教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。

① 教員の事務負担の軽減

教員にとって事務作業は大きな負担となっています。現在導入されている校務支援ソフトの一層の活用を進めたり、業務方法の見直しを図ったりすることで、この教育事務業務の負担軽減を図ります。

② 教職員業務の適正化

現在、学校では「子どもの教育に関する業務」以外にも、地域社会に関することであったり、間接的に子どもに関わることであったりする多種多様な業務を抱えています。これを関係機関と連携して適正化を図り、教員が「教員免許がなければできない業務」に集中できる環境づくりを進めます。

第5章 計画の指標（数値目標）

本計画では、**基本方針ごとに**次の数値目標を設定します。

基本方針 1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

「授業はわかりやすく楽しい」と思う児童生徒の割合



基本方針 2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合
(愛知県を 100 とした場合の指數)

■小学生



■中学生



基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

不登校児童生徒の割合

■小学生



■中学生



基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

普通教室・特別教室へのエアコン設置率



中規模改修の実施校数



※2030年度までに、桜井小、桜町小、三河安城小、梨の里小を除く25校で実施を予定しています。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、幼稚園・保育園、学校、地域、教育関係団体、市などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、目指す姿の実現に向けて取り組みます。

また、教育にかかる施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を高め、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の管理及び執行の状況については、**毎年度教育委員会の会議で報告**するとともに、2023年度には中間評価を行い、内容の見直しを行います。また、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行うなど、迅速に対応するものとします。

資料編

1. 安城市教育大綱

2016年(平成28年)2月に第8次安城市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものとして、安城市教育大綱を策定しました。

I 教育大綱の策定にあたって

1 教育大綱策定の背景

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートし、市長と教育委員が教育行政について協議することを目的とした「総合教育会議」を設置することとされました。

また、同法第1条の3第1項の規定により地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、総合教育会議において策定に関する協議をすることとされました。

このたび、総合教育会議において本市の教育に関する大綱を協議し、策定しました。

2 教育大綱の位置づけ

この大綱は、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市・安城」とする第8次安城市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものです。

3 教育大綱の実施期間

教育大綱の実施期間は、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの4年間とします。

ただし、総合教育会議において、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

年 度 (西暦)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)		
第8次安城市総合計画	← 第8次安城市総合計画（8年間）→							← 安城市教育大綱（予定）→			
安 城 市 教 育 大 綱	← 安城市教育大綱（4年間）→				← 安城市教育大綱（予定）→						
関連する分野別計画	← 第3次安城市生涯学習推進計画（5年間）→				← 次期計画（予定）→						
	← 第2次安城市スポーツ振興計画（10年間）→				→ H37まで						

II 基本構想

1 施策が目指す姿

(1) 学校教育

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

児童生徒一人ひとりを大切にしたきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。

(2) 生涯学習

市民のだれもが、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に生涯学習に関わることができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出し、人とまちの明日を創る生涯学習環境を目指します。

(3) 文化・芸術

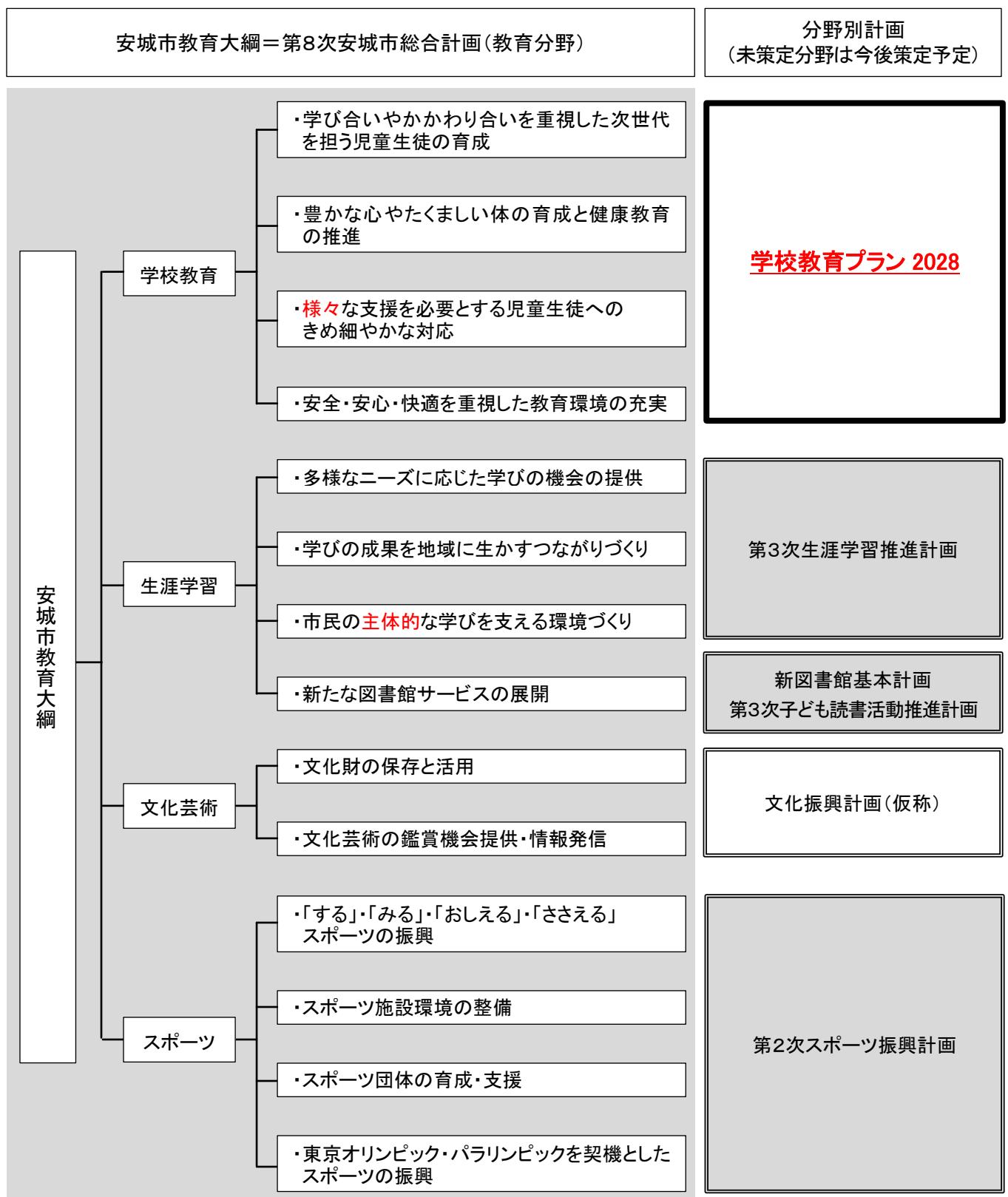
歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指します。

文化芸術団体が創造豊かな活動を展開し、優れた芸術鑑賞の機会を充実することにより、広く市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指します。

(4) スポーツ

「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わることができる環境の充実を図り、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまちを目指します。

2 施策の体系と分野別計画



3 施策の方針

学校教育

(1) 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

- ① ICT（情報通信技術）機器や図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- ② 学び合いを重視した学習を進めます。
- ③ 少人数学級の拡大、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、児童生徒と教師がかかわり合いながら学ぶことのできる機会を一層拡大します。
- ④ グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- ⑤ 喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

(2) 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

- ① 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士による教育相談の一層の充実を図ります。
- ② 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人ひとりの心の育成を重視します。
- ③ 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- ④ 児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑤ 学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めるとともに、第3子以降の学校給食費無料化を実施します。

(3) さまざまな支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- ② 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。

(4) 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

- ① バリアフリー改修など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- ② 北部学校給食共同調理場の改築を検討します。

生涯学習

(1) 多様なニーズに応じた学びの機会の提供

- ① 市民ニーズやライフステージに応じた幅広い分野での学習機会を提供します。
- ② ものづくり文化など本市の地域資源を生かした学習機会を提供します。

(2) 学びの成果を地域に生かすつながりづくり

- ① 自主グループなどの育成と相互交流など地域の絆づくりを進めます。
- ② ボランティア活動などへの橋渡しとして情報の提供や団体などとのマッチングを進めます。

(3) 市民の主体的な学びを支える環境づくり

- ① 生涯学習の総合的な情報をいつでもどこでも入手できる環境づくりを進めます。
- ② 生涯学習の相談・コーディネートを行う人材の育成・確保、体制の整備を進めます。
- ③ 新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報の整備を進めます。
- ④ 生涯学習施設の修繕などを計画的に進めるとともに、文化センター改修にあたっては、時代のニーズに対応した施設となるよう、プラネタリウムとともにづくりスペースの整備を進めます。

(4) 新たな図書館サービスの展開

- ① ICT（情報通信技術）を活用した「図書情報館」を整備し、資料の一層の充実と新しいサービスの展開により多様化、高度化する学習ニーズに対応します。
- ② 「図書情報館」を市民の「学び」「交わり」「健やか」に資する施設として、地域及び市民の課題解決を支援します。
- ③ 「図書情報館」の集客力と情報力を活用し、市民の多様な交流が生まれる拠点づくりを進めます。
- ④ 公民館などの図書室との連携に加え、新たに小中学校図書室とのネットワークを構築し、子どもの読書環境の充実を図ります。

文化・芸術

(1) 文化財の保存と活用

- ① 国史跡指定を機に本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用します。また、桜井古墳群、日本デンマーク関連施設及び戦争遺跡の保存・活用方法を検討します。
- ② 歴史資源や歴史資料の調査研究を進め、その成果を子どもから大人までわかりやすく感動して学んでもらえるよう、歴史博物館の展示や事業の魅力の向上を図り、地域の歴史に対する理解を深めます。
- ③ 歴史資源の整備に合わせて、散策コースの増設・充実を図るとともに、地域の方々やボランティア団体との協働により、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

(2) 文化芸術の鑑賞機会提供・情報発信

- ① 文化芸術活動を行っている団体との協働を進めるとともにボランティアの育成を図り、市民が郷土の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を増やし、生きがいを持って健康に暮らせる環境を提供します。
- ② 学校と連携しクラシック音楽や古典芸能・美術作品などの鑑賞機会を充実するとともに、創作活動を体験する機会を創出し、将来の担い手となる感性豊かな人材を育てます。
- ③ 公募型事業などを活用し、伝統ある芸術活動や新しい芸術活動を積極的に展開している個人・団体に発表の場を提供し、その活動を広く市民に紹介します。
- ④ 近代の美術、郷土作家の作品及び創造性豊かな現代アートなど、魅力ある質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる場を提供し、市民の文化芸術に関する意識の高揚を図ります。

スポーツ

(1) 「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興

- ① 健康の増進とスポーツを始めるきっかけづくりのため、重点施策としてラジオ体操の普及を図ります。
- ② 誰もが、年齢や性別、体力などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を充実するとともに、全国大会などでの活躍の機会が増えるよう競技力の向上に努めます。
- ③ スポーツをみる楽しさを感じ、さらにスポーツをするきっかけにつながるよう、関心の高い競技やトップレベルの試合が観戦できる機会の充実を図ります。
- ④ 優れたスポーツ指導者の養成により、安全に楽しく、質の高いスポーツの指導が行われることで、特に子どもの健全な成長や夢の実現を図ります。
- ⑤ スポーツ推進委員、ボランティア及び協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。

(2) スポーツ施設環境の整備

- ① 市民ニーズや利用状況などにより、市体育館などの既存施設の改修や新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めます。

(3) スポーツ団体の育成・支援

- ① 企業とのスポーツ連携を強化するため、ホームチームサポーター事業を創設します。
- ② スポーツ団体の認知度向上のための情報提供をはじめとした活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に努めます。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

- ① 東京オリンピック・パラリンピックの開催機運の向上、スポーツに対する興味や関心の向上のため、事前キャンプ地の誘致などに努めます。

2. 策定委員会

(1) 附属機関の設置に関する条例・策定委員会規則

2017年度（平成29年度）に、安城市附属機関の設置に関する条例及び策定委員会規則により、策定委員会を設置しました。

安城市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

執行機関	名称	担任事務	委員定数	委員構成	委員任期
教育委員会	安城市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 学校関係者 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間

安城市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育振興部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

①2017年度（平成29年度）委員名簿

No.	氏名	所属及び役職等	選任区分
1	鈴木 一	学校代表（小学校長）	学校関係者
2	櫻野 宏人	学校代表（中学校長）	学校関係者
3	都築 智	特別支援教育推進協議会代表	学校関係者
4	大村 剛士	市PTA連絡協議会代表	教育委員会が必要と認める者
5	飯島 富美英	市PTA連絡協議会母親委員長	教育委員会が必要と認める者
6	石川 昭夫	青少年健全育成協議会代表	教育委員会が必要と認める者
7	佐藤 洋一	愛知教育大学教職大学院教授	学識経験者
8	柘植 千恵		市民（公募市民）
9	市川 彩		市民（公募市民）

②2018年度（平成30年度）委員名簿

No.	氏名	所属及び役職等	選任区分
1	鈴木 一	学校代表（小学校長）	学校関係者
2	都築 光男	学校代表（中学校長）	学校関係者
3	都築 智	特別支援教育推進協議会代表	学校関係者
4	大屋 明仁	市PTA連絡協議会代表	教育委員会が必要と認める者
5	中川 恵理	市PTA連絡協議会母親委員長	教育委員会が必要と認める者
6	荻須 篤	青少年健全育成協議会代表	教育委員会が必要と認める者
7	佐藤 洋一	名古屋学芸大学・大学院教授 (教職課程主任)	学識経験者
8	柘植 千恵		市民（公募市民）
9	市川 彩		市民（公募市民）

3. 計画の策定経過

(1) 計画策定の経緯

本計画は、2017 年度～2018 年度（平成 29 年度～平成 30 年度）の 2 か年にわたり、以下の通り作業を重ねて作成しました。

年 月 日	内 容
2017 年度（平成 29 年度）	
8 月 22 日	第 1 回策定委員会（計画策定に係る方針説明）
8 月 24 日	第 1 回幹事会（計画策定に係る方針説明）
8 月 31 日	第 1 回作業部会（計画策定に係る方針説明）
10 月 13 日	第 2 回作業部会 ・学校アンケート調査票の確認、基礎調査結果の報告、施策分析シートの記入依頼
11 月 15 日	第 3 回作業部会 ・骨子案の確認、施策実施状況の確認
11 月 27 日～12 月 8 日	学校アンケート
12 月 27 日	第 2 回幹事会 ・アンケート結果（速報版）の報告、骨子案の確認
1 月 24 日	第 2 回策定委員会 ・骨子案の確認
2 月 21 日	第 4 回作業部会 ・幹事会及び策定委員会の開催報告、具体的な取組の検討
2018 年度（平成 30 年度）	
6 月 21 日	第 5 回作業部会 ・具体的な取組の確認
8 月 8 日	第 3 回幹事会 ・素案の確認
8 月 22 日	第 3 回委員会 ・素案の確認
10 月 17 日	第 6 回作業部会 ・パブリックコメント案の確認
10 月 31 日	第 4 回幹事会 ・パブリックコメント案の確認
●月●日	*****
●月●日	*****

(2) 諒問・答申

① 諒問

2017年度（平成29年度）に教育委員会委員長より策定委員会に対して諒問されました。

平成29年8月22日

安城市教育振興基本計画
策定委員会委員長 様

安城市教育委員会

委員長 舟 尾 恭 代



安城市教育振興基本計画の策定について（諒問）

本市では、平成28年2月に策定した安城市教育大綱により、市民の皆様のご協力のもと本市の教育行政を推進しています。

安城市教育振興基本計画では、自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指すとともに、児童生徒一人ひとりを大切としたきめ細やかな教育体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境の創出を目指しております。

未来の安城市を担う子どもたちの学校教育が充実したものとなりますよう、貴委員会の意見を求めます。

② 答申

4. パブリックコメント結果

(1) 実施期間

2018年（平成30年）12月20日（木）～2019年（平成31年）1月18日（金）

(2) 提出者数

名

(内訳) メール: ●名、FAX: ●名、郵送: ●名

(3) 意見の件数

件

分類	意見件数	主な意見の概要
確かな学力について	●件	英語教育の推進、●●など
●●●について	●件	●●●、●●など

5. 全国学力・学習状況調査結果

(1) 自己有用感について

(2) ●●について

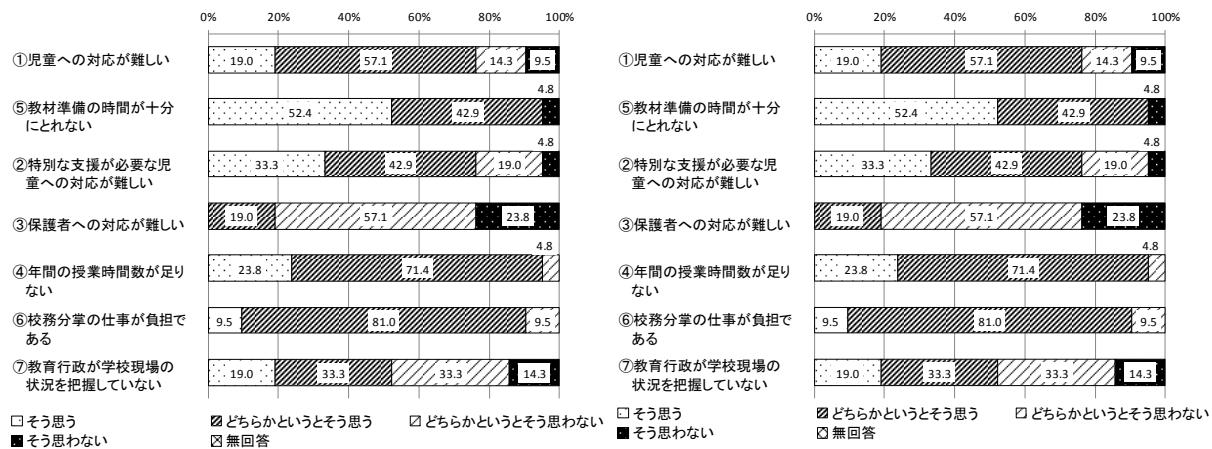
6. 学校評価結果

(1) ●●について

(2) ●●について

7.学校アンケート結果

（1）教員の多忙化について



安城市学校教育プラン 2028

発行：安城市教育委員会

編集：安城市教育委員会総務課・学校教育課

〒446-0045

安城市横山町下毛賀知 13 番地 1

TEL : 0566-71-2253 FAX : 0566-77-0001